

仙台市安全安心街づくり 基本計画 (最終案)

(平成 28 年度から平成 32 年度まで)

「犯罪を防ぎだれもが安全に安心して暮らせる街の実現」

平成 28 年 2 月

仙 台 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	2
3 安全安心街づくりの範囲	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画期間	3
6 基本理念	3
第2章 市民を取り巻く安全安心の現状と課題	4
1 市内の犯罪の状況	4
2 迷惑行為の状況	8
3 安全安心に対する市民の意識	10
4 取り組みの現状	13
5 防犯に関する市民の取り組み	15
6 安全安心街づくりの課題	16
第3章 基本目標・成果目標	22
1 基本目標	22
基本目標1 『防犯力を高める人づくり』	22
基本目標2 『地域で支え合う防犯力の高い街づくり』	22
基本目標3 『犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり』	23
2 成果目標	24
第4章 安全安心街づくりを推進するための施策	25
1 施策の体系	25
2 施策の内容・主な取り組み	26
第5章 計画の推進	35
1 市民・事業者・関係機関等との連携	35
2 本市の推進体制	35
3 計画の進行管理	36
4 計画の推進イメージ	36
参考資料	38
1 安全安心街づくりに関する市民意向調査	38
2 これまでの主な取り組み	46
3 迷惑行為の発生状況	53
4 計画の改定経過	55
5 仙台市安全安心街づくり条例	56
6 仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則	58
7 仙台市安全安心街づくり推進会議委員名簿	60

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の経緯

本市では、犯罪のない、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、平成18年4月に「仙台市安全安心街づくり条例」（以下「条例」という。）を施行し、安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するため、平成19年3月に「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成19年度～平成22年度）」（以下「第1期計画」という。）を、平成23年9月に第1期計画を引き継ぐ形で、「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成23年度～平成27年度）」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

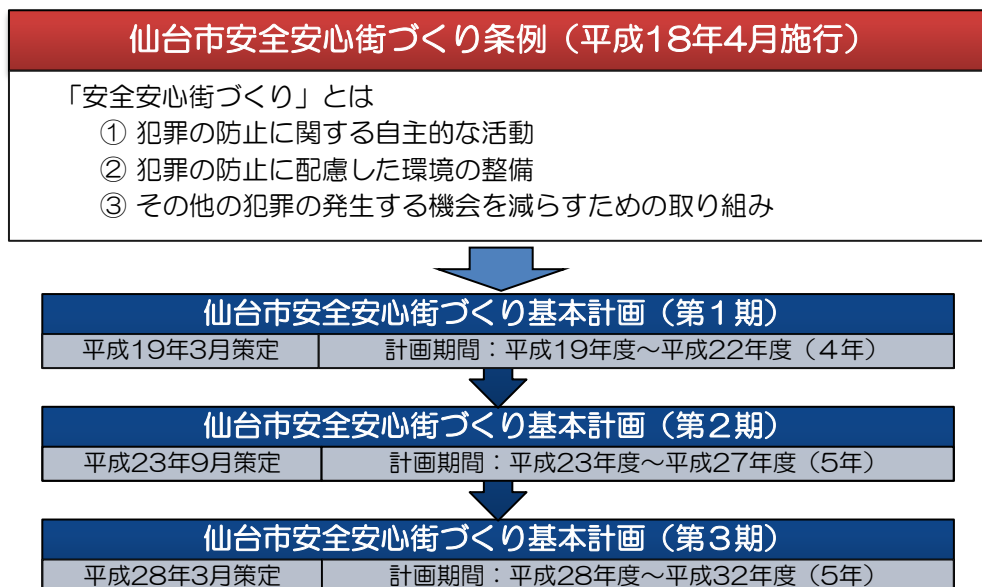
第2期計画では、「市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現」という基本理念のもと、「市民一人ひとりの防犯力の向上」「互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり」「犯罪をつくりださない環境づくり」の3つの基本目標を掲げ、16の基本的施策により安全で安心な街づくりを推進してまいりました。

この間、個人や団体などで自主的な防犯活動への参加が進むなど防犯意識の高まりが見られ、市民、事業者、関係機関相互の連携も進んでおります。

こうした取り組みにより市内での刑法犯認知件数や歩きたばこ、放置自転車等の迷惑行為の件数も減少傾向を示しているなど、一定の成果が現れています。

一方で、子どもや女性を対象とした声かけ事案や特殊詐欺等、市民の身近なところで犯罪や犯罪に発展しかねない事案が発生していることから、さらに市民生活の安心感を高めるための取り組みを進めていく必要があります。

この第3期「仙台市安全安心街づくり基本計画（平成28年度～平成32年度）」は、第2期計画に基づいて進めてきた諸施策の成果を踏まえつつ、今日の社会環境の変化により求められる新たな課題等への適切な対応を行い、安全安心街づくりのより一層の推進を図るため策定するものです。



2 計画の目的

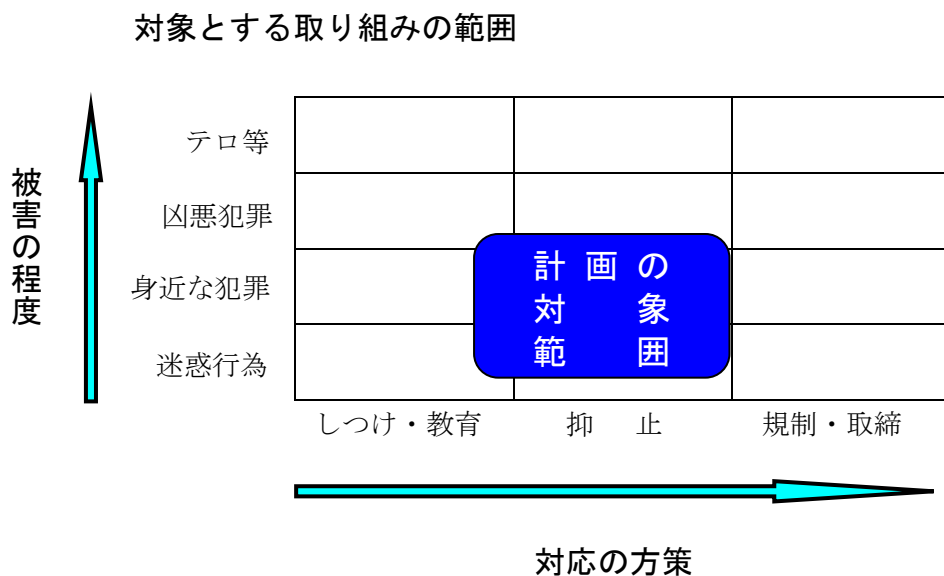
仙台市安全安心街づくり条例に基づき、安全安心の街づくりの観点から、自主的な防犯活動への支援を通じて、市民と一体となって地域の防犯力を高め、犯罪の機会を与えない、犯罪をつくりださない環境を整備し、市民が安全に安心して暮らせる街の実現を図ることを目的とします。

3 安全安心街づくりの範囲

「安全安心」に関しては、現在「地震・風水害等の自然災害の安全安心」や「食に関する安全安心」、「交通安全」等市民生活の様々な分野において、取り組みが行われています。

本計画における「安全安心街づくり」とは、条例において「犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組」と規定しています。

施策の推進にあたっては、「市民一人ひとり」と「地域」の防犯力の向上を重視し、主に日常の行動範囲内で発生する身近な犯罪（空き巣、ひったくり、自転車盗、特殊詐欺、子どもを狙った犯罪等）の抑止及び犯罪を誘引する危険性の高い迷惑行為を減少させるための取り組みを計画の範囲とします。



※ 犯罪の抑止には、啓発活動、防犯活動、環境の整備等が含まれます。

4 計画の位置づけ

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて、安全安心街づくりを総合的に推進するための計画です。

仙台市では安全安心の分野以外にも様々な計画を策定し、各種施策を展開していますが、本計画では市民の安全安心に関する他の分野とも連携を図っていきます。

本計画は、仙台市総合計画を上位計画とし、本市の分野別の諸計画との整合を図ったものとなります。

5 計画期間

計画の期間は、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。ただし、この期間中であっても、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適宜、計画の見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

6 基本理念

本計画は、仙台市安全安心街づくり条例に基づいて策定されるものであり、これまでの第 1 期計画（平成 19 年度～22 年度）及び第 2 期計画（平成 23 年度～27 年度）と同様に、条例の基本理念を本計画における基本理念とします。

市民が安全で安心して暮らせる街仙台の実現

第2章 市民を取り巻く安全安心の現状と課題

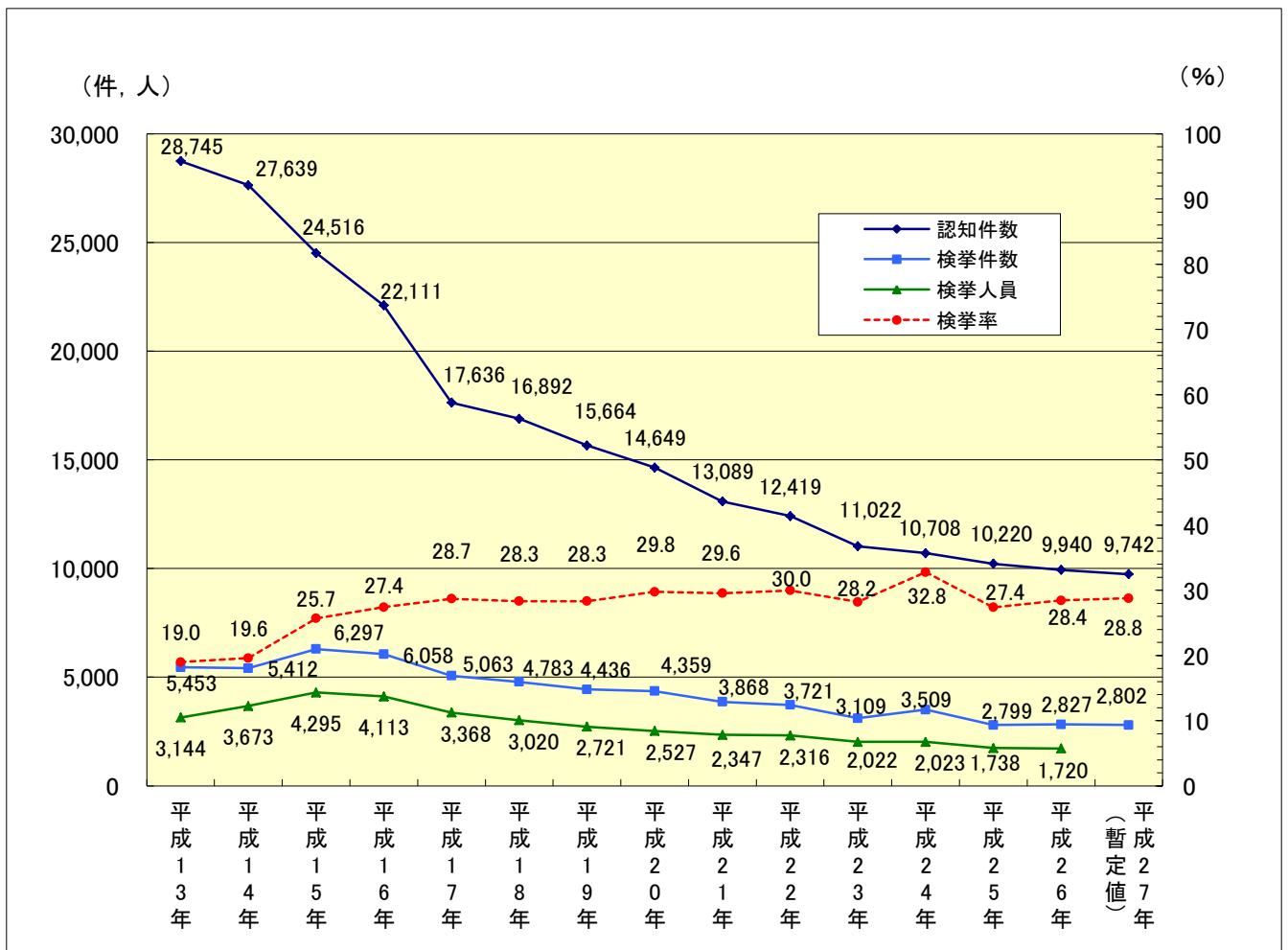
1 市内の犯罪の状況

(1) 仙台市内の刑法犯認知件数の推移

本市内の刑法犯認知件数※1 は、前計画策定時点の平成 22 年の 12,419 件に比べ、平成 27 年は 9,742 件まで減少し、ピーク時(平成 13 年 28,745 件)の 33.9%まで減少しています。

犯罪種別で見ますと、全体の約 73%を窃盗犯が占め、市民生活の身近なところで犯罪が多く発生しています。

〈仙台市内の刑法犯認知件数、検挙件数等の推移〉



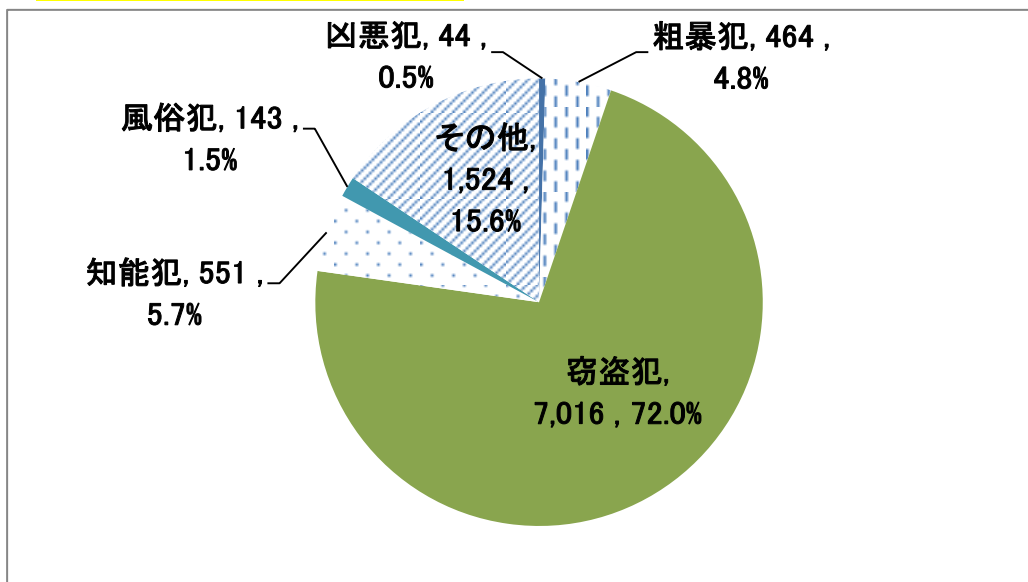
(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の罪種別認知件数の推移〉

罪種※2	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年 (暫定値)
凶悪犯	101	57	65	59	50	57	44	37	44
粗暴犯	561	489	512	517	508	600	539	497	464
窃盗犯	11,345	10,817	9,644	9,142	8,298	7,720	7,524	7,270	7,016
知能犯	788	806	577	607	336	468	415	464	551
風俗犯	138	165	118	151	119	134	108	146	143
その他	2,731	2,315	2,173	1,943	1,711	1,729	1,590	1,526	1,524
合計	15,664	14,649	13,089	12,419	11,022	10,708	10,220	9,940	9,742

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈平成 27 年 罪種別認知件数〉



(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

※1 殺人・強盗・放火・強姦・暴行・傷害・窃盗・詐欺など、刑法に規定する犯罪（道路上での交通事故に起因する罪を除く）の発生を警察で認知した件数（被害届出受理件数）です。

※2 罪種の説明

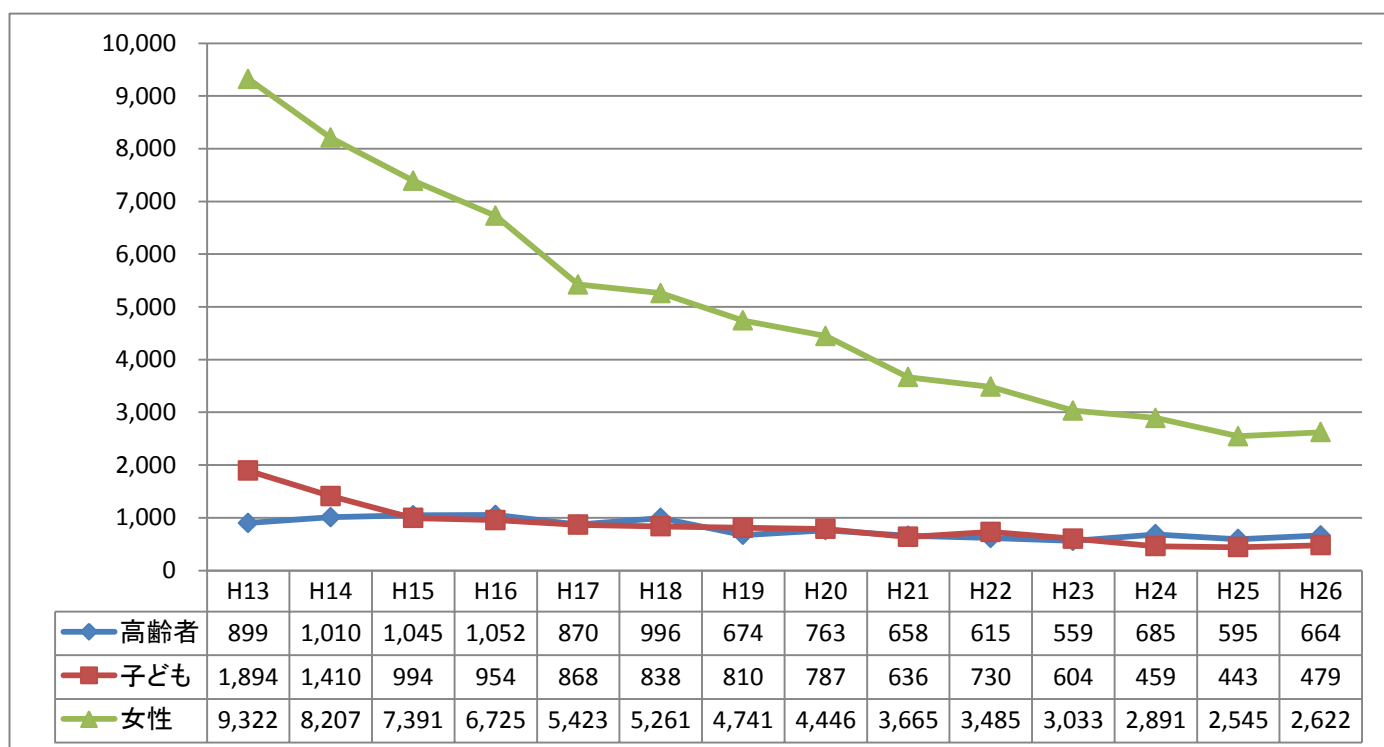
- ・凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦など
- ・粗暴犯：暴行、傷害・傷害致死、脅迫、恐喝、凶器準備集合など
- ・窃盗犯：空き巣、万引き、車上狙い、乗物盗（自動車・自転車・オートバイ盗）など
- ・知能犯：詐欺、横領、通貨偽造、文書偽造、有価証券偽造、汚職、背任など
- ・風俗犯：賭博、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布など
- ・その他：占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊、建造物損壊、公務執行妨害、犯人隠匿・証拠隠滅など

(2) 高齢者、子ども、女性の犯罪被害状況

高齢者、子ども、女性が被害者となる犯罪認知件数は年々減少傾向にあります。

全体に高い割合を示す窃盗犯を除くと、女性ではわいせつなどの性的犯罪を含む風俗犯の被害割合が比較的高くなっています。高齢者では、振り込め詐欺や悪質商法などの知能犯の被害割合が他に比べ高く、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、件数、金額ともに大幅に増加しています。また、子どもに対する声かけ・つきまとい、迷惑行為防止条例違反行為にあたる卑わいな言動等の発生件数は、年々増加傾向にあります。

〈仙台市内の高齢者、子ども、女性が被害者となる刑法犯認知件数の推移〉



※高齢者は65歳以上、子どもは15歳以下

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈平成26年 高齢者・子どもが被害者となる割合(罪種別)〉

[件数、(割合)]

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
高齢者	2(0.3)	27(4.1)	389(58.6)	124(18.7)	0(0.0)	122(18.4)	664
子ども	3(0.6)	32(6.7)	421(87.9)	0(0.0)	12(2.5)	11(2.3)	479
市全体	37(0.4)	497(5.0)	7,270(73.1)	464(4.7)	146(1.5)	1,526(15.4)	9,940

※「市全体」には、被害者がいない場合及び被害者が法人・団体である場合の件数を含む

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

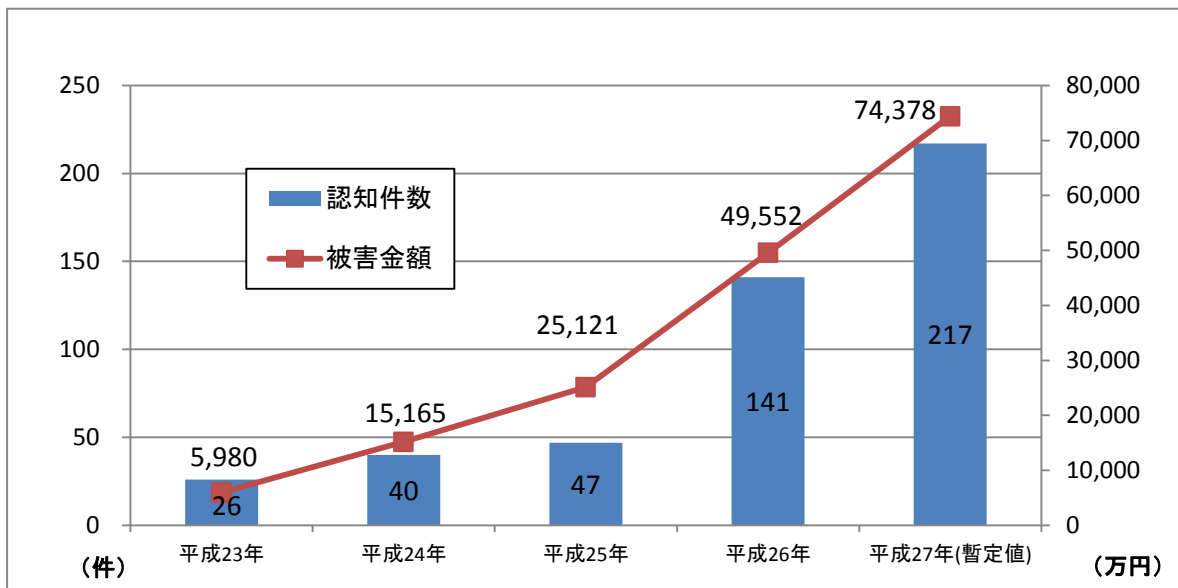
〈平成26年 男女別の被害者の割合(罪種別)〉

[件数、(割合)]

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
女性	21(0.8)	170(6.5)	1,764(67.3)	131(5.0)	116(4.4)	420(16.0)	2,622
男性	12(0.2)	326(6.6)	3,712(75.2)	134(2.7)	2(0.0)	751(15.2)	4,937
市全体	37(0.4)	497(5.0)	7,270(73.1)	464(4.7)	146(1.5)	1,526(15.4)	9,940

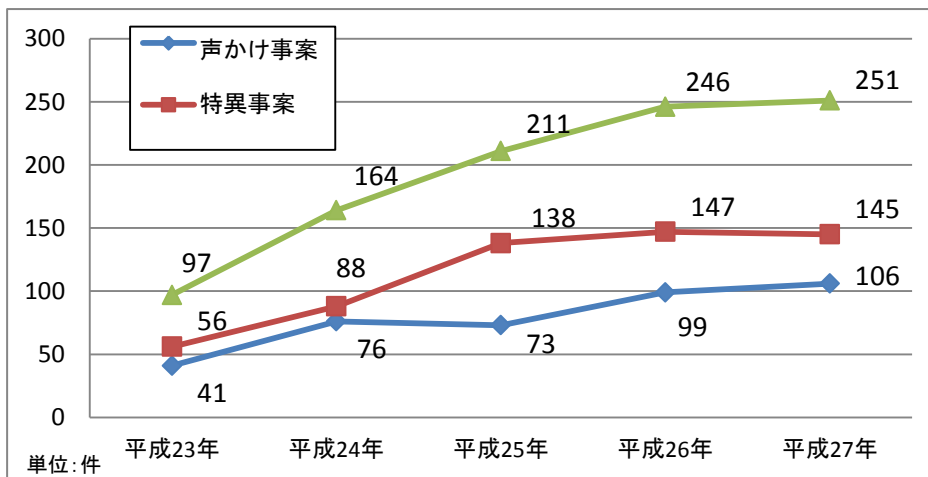
※「市全体」には、被害者がいない場合及び被害者が法人・団体である場合の件数を含む
 (資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の特殊詐欺被害状況〉



(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

〈仙台市内の子どもを対象とした声かけ事案等の発生状況〉



※子どもは13歳未満

※声かけ事案・・・声かけ、つきまとい

特異事案・・・公然わいせつ、のぞき、痴漢・盗撮等の卑わいな言動、暴行等

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

2 迷惑行為の状況

(詳細は参考資料P53、54参照)

迷惑行為は、すべてが犯罪であるとは限りませんが、周りの人が不快な思いをするだけでなく、迷惑行為を放置しておくことで、社会全体の規範意識を低下させ、重大な犯罪の発生を誘引する可能性もあります。

(1) 自転車の迷惑走行

近年、環境問題や健康志向などを背景とし、自転車への注目が高まっている一方、ルール無視やマナー欠如による危険な自転車の迷惑走行が大きな社会問題となっています。本市では平成25年7月に「杜の都の自転車プラン～仙台市自転車利用環境総合計画～」を策定し、地域の関係団体との協働により、安全に自転車を利用するためのルール遵守やマナー向上に向けた取り組みを進めているところです。

市内の自転車事故発生件数は平成18年以降減少傾向にありますが、市民意向調査では、1年間で迷惑と感じた行為として、「自転車の走行マナーの悪さ」を挙げる声が5割となっており、引き続きルール遵守・マナー向上への取り組みが求められています。

(2) 放置自転車

商店街や歩道等の路上で、無秩序な自転車やバイクの駐輪により歩行を阻害する等の問題が生じています。

本市では、「仙台市自転車等放置防止条例」を定め、自転車等放置禁止区域、規制区域を指定し、道路上などに放置されている自転車を迅速に撤去することにより、放置の抑制を図っています。また、公共駐輪場の整備を進め、新たな駐輪スペースの確保に努めています。

これらの取り組みの効果により、放置自転車等撤去数は年々減少傾向にあります。

(3) 違反広告物等

違反広告物のひとつであるいわゆる「ピンクちらし」は、全国的にも仙台の悪いイメージとして大きな問題になっていましたが、市民と行政が一体となった活動や「宮城県ピンクちらし根絶活動の促進に関する条例」による取り締まりが強化された結果、今日では全く見当たらなくなっています。

本市における違反広告物除却件数は、平成22年度以前と比較すると大幅に減少し、市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」においても、違反広告物を挙げる声は大きく減少しています。

(4) 落書き

落書きは、刑法の器物損壊罪等に当たる行為です。本市では「仙台市落書きの防止に関する条例」で落書きを禁止し、市民の取り組みを支援するため、落書き消しの消去剤や道具の貸出を行っています。

最近は市民の取り組み等により、ピーク時と比べ落書きの被害は大きく減少してきており、市民意向調査における「1年間で迷惑と感じた行為」においても、落書きを挙げる声は大幅に減少しました。

(5) 違法駐車

違法駐車は、道路の円滑な通行を妨げて交通渋滞を発生させるだけでなく、交通事故を引き起こす危険性もあります。

警察による取り締まりのほか、本市では「仙台市違法駐車等の防止に関する条例」により、「違法駐車等防止重点地域」を指定し、交通安全指導員が違法駐車防止の助言・指導を行っており、駐車違反検挙件数は年々減少傾向にあります。

(6) ごみのポイ捨て

ごみのポイ捨ては、地域的美観を損ねるだけでなく、私たちの生活環境にも影響を及ぼす可能性があります。

本市では、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」を制定し、生活環境の向上に努めています。

市民や事業者が主体的に参加できる「全市一斉『ポイ捨てごみ』調査・清掃キャンペーン（アレマキャンペーン）」には、平成24年度以降毎年度延べ2,000人を超える市民が参加しており、また、一定の区域を定めて清掃活動等を継続的に行う「仙台まち美化サポートプログラム」に登録する団体数は増加しています。

(7) 歩きたばこ

火のついたたばこを大人が持って歩くことは、たばこの高さが子どもの目線の位置に当たるとともに、周りの人の衣服等を焦がす恐れがあるなど大変危険な行為です。

本市では、東一番丁通、中央通、定禅寺通等9か所6,400mを「歩行禁煙モデルストリート」として設定し、横断幕の掲出や屋外放送、キャンペーンの実施等により歩行禁煙の呼びかけを実施しております。

モデルストリート内の歩きたばこ者の数は着実に減少しているものの、依然として解消には至っていないこと等から、平成27年6月に「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が制定されました。平成28年4月から市長が指定する歩行喫煙防止重点区域においては、歩行喫煙が禁止されます。

(8) 管理不十分な空き家等

空き家や空き地の中には、管理が適切に行われず放置され、衛生上や保安上、周辺の生活環境に影響を及ぼしているものもあります。

本市では、昭和63年3月から「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」を施行し、空き地における雑草の繁茂が周辺住民の生活環境に悪影響を与える場合には、空き地の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導等を行っております。ま

た、平成 26 年 4 月から「仙台市空家等の適切な管理に関する条例」を施行し、国においても平成 27 年 5 月から「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全部施行され、適切に管理されていない空き家等の所有者や管理者に対しては、法律に基づく指導・助言等を行っております。いずれも改善につながるケースが生じています。

3 安全安心に対する市民の意識 (詳細は参考資料 P38~45 参照)

本計画の策定にあたり、市民の安全安心に関する意向を把握するため、平成 27 年 5 月から 6 月に市民 2,000 人を対象とした「安全安心街づくりに関する市民意向調査」を実施しました。(有効回収率：58.5%) 同様の調査は前回計画策定時(平成 22 年 6 月)にも実施しており、可能なものについては前回調査との比較を行いました。

(1) 犯罪が発生する可能性

日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、高くなったと感じている方の割合は、平成 22 年 6 月調査より 13.9 ポイント減少しました。

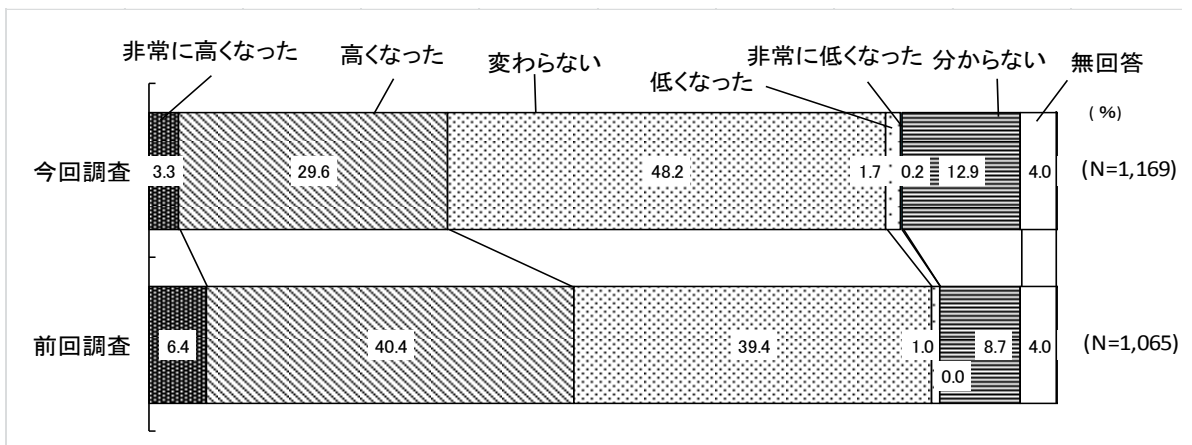
高くなったと答えた方にその理由を聞いたところ「犯罪が多様化、巧妙化してきたから」(67.0%)、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」(53.8%)が上位を占めています。

また、日常生活の身近なところで発生する可能性の高い犯罪として「高齢者が被害者となる犯罪」(36.3%)、「悪徳商法や詐欺など」(35.7%)が上位を占めています。

地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものを聞いたところ、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」(55.9%)、「空家、廃屋、空き地」(28.1%)、「たばこやごみのポイ捨ての放置」(27.2%)が上位を占めています。

問 6 あなたやあなたの家族が犯罪に巻き込まれたり、犯罪が発生する可能性について、どのように感じですか。日常の行動範囲内(自宅周辺及び市内の通勤・通学、買物等で行く地域)であてはまるものをお答えください。(〇は1つ)

<図表 2-1> 犯罪が発生する可能性について/前回比較



(2) 地域の防犯対策

地域の防犯力を高めるために必要な取り組みを聞いたところ、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」(58.9%)、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」(57.6%)、「夜間のパトロール」(40.5%)が上位を占めています。

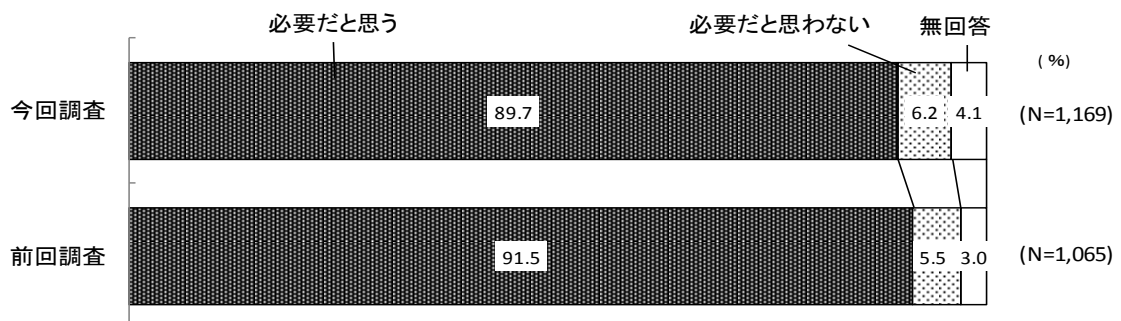
また、防犯活動の必要性については、89.7%の方が「必要だと思う」と回答しており、53.3%の方が「機会があれば参加したい」と回答しています。防犯活動に参加したいと思える頻度については、「半年に1回程度であれば」が45.3%で最も多く、次に「1年に1回程度であれば」(31.5%)が続き、2つの合計が7割を超えており、**少ない回数**での参加希望が多いことがうかがえます。

防犯活動に参加している人に、成果があったと感じていることについて聞いたところ、「地域住民に知り合いが増えた」(55.6%)、「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」(43.2%)、「地域の連帯感が強くなった」(39.5%)が上位を占めています。

一方、防犯活動に参加して感じた課題を聞いたところ、「参加者数の維持が困難又は不足している」(44.4%)、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りない又は連携できない」(28.4%)、「地域の理解、協力が得られない又は得にくい」(21.0%)が上位を占めています。

問12 あなたは、地域の防犯活動は必要だと思いますか。(○は1つ)

<図表3-9>防犯活動の必要性/前回比較

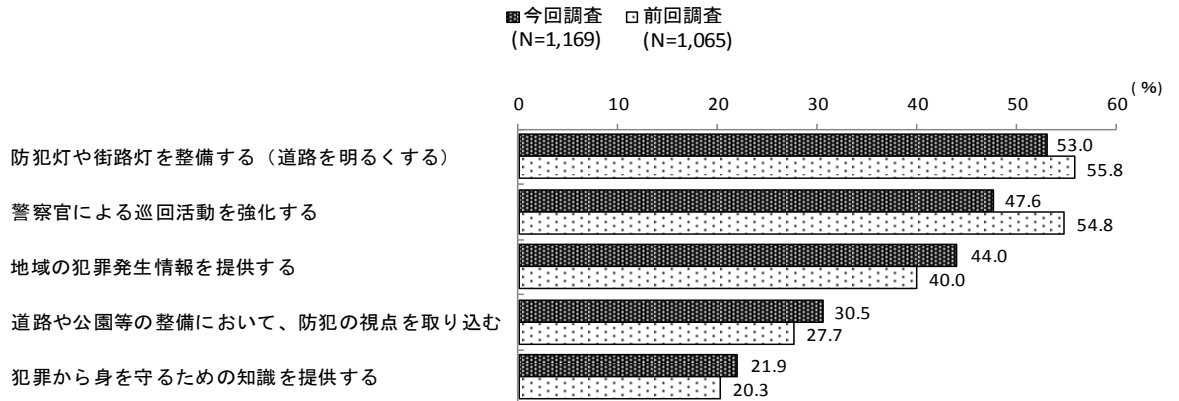


(3) 行政や警察に望む防犯対策

安全安心街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組みを聞いたところ、「防犯灯や街路灯を整備する(道路を明るくする)」(53.0%)、「警察官による巡回活動を強化する」(47.6%)、「地域の犯罪発生状況を提供する」(44.0%)が上位を占めています。

問 14 あなたは、犯罪のない安全で安心な街づくりのために、行政や警察のどのような取り組みが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

<図表 4-1>安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み/前回比較

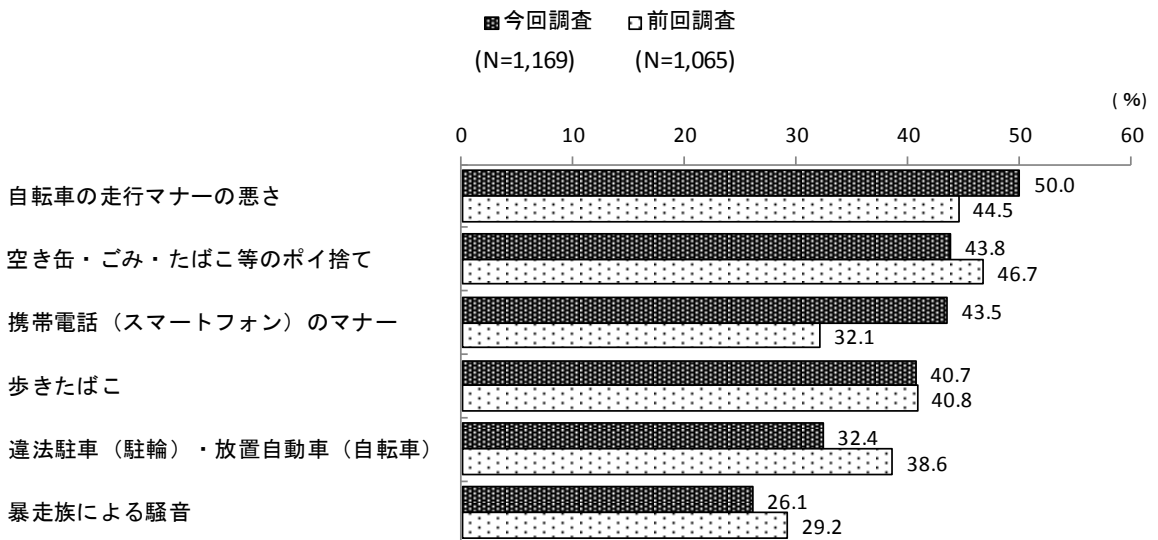


(4) 迷惑行為について

この1年間で迷惑と感じた行為を聞いたところは、「自転車の走行マナーの悪さ」(50.0%)、「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(43.8%)、「携帯電話(スマートフォン)のマナー」(43.5%)、「歩きたばこ」(40.7%)が上位を占めています。

問 15 あなたが、この1年間で迷惑と感じた行為としてどのようなものがありましたか。(〇はいくつでも)

<図表 5-1>1年間で迷惑と感じた行為/前回比較



4 取り組みの現状 (詳細は参考資料P46～48 参照)

【基本目標1】 市民一人ひとりの防犯力の向上

基本的施策	主な取り組み
1 防犯知識を深め、危険察知等の防犯力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーンやイベント等を活用した啓発活動 ・各種防犯講座の開催
2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における非行防止教室の実施 ・繁華街等における街頭指導 ・児童相談所や子供相談支援センターでの相談業務
3 児童生徒等子どもの防犯力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの配布等による地域安全マップの作成支援 ・学校における防犯教室・訓練の実施やパンフレットの配布等による安全教育の推進 ・学校の安全教育担当者を対象とした研修 ・児童生徒を対象とした防犯ブザー購入費補助
4 女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・新入学女子大生への女性向け防犯冊子の配布による啓発 ・配偶者暴力相談支援センター事業における女性を対象とした相談業務 ・デートDV防止出前講座等の実施による若年層への啓発 ・高齢者のための防犯啓発用パンフレットの配布 ・地域包括支援センター等における高齢者向け防犯講座 ・高齢者に接する機会の多い民生委員等への啓発や、配食サービス提供団体等と連携した啓発 ・障害者施設利用者及びその職員を対象とした防犯講習会
5 防犯力向上のための情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だより、各種情報誌、ホームページ等による防犯情報の提供

〔基本目標2〕 互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり

基本的施策	主な取り組み
1 地域コミュニティによる防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校ボランティア防犯巡視員」による巡視活動 ・学校や登下校見守り活動時におけるあいさつ運動
2 自主防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「歩くボランティア」登録者の普及促進 ・地域における自主防犯活動団体への助成 ・青色回転灯装着車両による防犯パトロール
3 地域と一体となった子ども等の見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校防犯巡視員「仙台まもらいだー」による巡回活動 ・学校、保育所、児童館等への不審者情報等の提供 ・「子ども110番の店(家)」等の拡充 ・「防犯・子どもを守ろうデー」の実施
4 防犯活動団体のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各区安全安心街づくり活動推進モデル地区における関係団体と連携した防犯活動の実施
5 防犯リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯指導隊・防犯女性部等研修会の開催 ・「学校ボランティア防犯巡視員」育成指導のための研修会実施
6 犯罪被害者等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやぎ被害者支援センター」への支援 ・犯罪被害者等支援総合相談窓口（相談用直通電話）による相談業務の実施

〔基本目標3〕 犯罪をつくりださない環境づくり

基本的施策	主な取り組み
1 危険迷惑行為等撲滅への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車走行のルール遵守・マナー向上のための啓発活動 ・放置自転車対策用自転車駐輪マップの配布 ・ボランティア等と連携した違反広告物除却活動の推進 ・市民、事業者、行政等の連携による落書き消去活動の実施 ・交通安全指導員による違法駐車等の巡視・指導 ・アレマキャンペーン等によるごみのポイ捨て防止対策の実施 ・歩行禁煙モデルストリートにおける啓発活動の実施 ・管理不全な空き家の所有者等への助言・指導等の実施
2 犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯照度アップ、公園灯の新設修繕等の実施 ・公園の樹木剪定の実施 ・住宅の防犯対策のための防犯診断の実施
3 子どもの安全に配慮した環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、保育所等における警報ベル等防犯設備の設置促進 ・通学路の安全点検の実施と指定通学路の追加・廃止
4 地域における市民自らが行う環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、町内会、市民活動団体等への落書き消去剤等の貸出
5 地域における関係団体等による環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国分町地区夜間パトロール等の実施 ・国分町地区安全安心街づくり推進協議会における路上における客引き対策の検討 ・各区安全安心街づくり推進協議会における関係団体と連携した防犯活動の実施

5 防犯に関する市民の取り組み (詳細は参考資料P49～52 参照)

市民による防犯活動は、防犯協会のように組織的に活動するものから、散歩や買物等の時間帯を利用した気軽にできる活動まで、様々なものがあります。

(1) 防犯協会

地域における防犯パトロール、防犯思想の普及啓発、非行防止や青少年健全育成の支援、特殊詐欺防止の啓発活動等を実施しています。

現在、市内には、70 の単位防犯協会があり、組織内に防犯指導隊、女性部等を有し、2,000 名弱の隊員が活動しており、地域におけるパトロールや見守り活動などの防犯活動を行っています。

(2) 地域安全安心まちづくり事業により活動する自主防犯組織

本市では、平成 16 年度から、地域において自主的な防犯活動を行う団体に対し、活動に要する経費の補助を行っています。

平成 26 年度末現在、11 年間で延べ 225 件の補助制度の利用があり、児童の登下校時の防犯パトロール、危険箇所の点検、防犯マップの作成、環境浄化活動等に取り組んでいます。

(3) 歩くボランティア（アイ・アイキンジョパトロール）

本市では、平成 16 年度からウォーキングや犬の散歩等、自分の都合の良い時間帯に防犯意識を持って地域を見守る、歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」の登録を市民に呼びかけています。

平成 26 年度末で約 1,700 名の方が、犯罪・非行等を目撃した際には警察署や交番へ通報し、防犯上好ましくない場所（暗い道や公園等）を発見した場合には、本市へ報告するなどの活動を行っています。

(4) 学校ボランティア防犯巡視員、学校防犯車両

市教育委員会では、平成 17 年度から各学校において、PTA や町内会等に学校ボランティア防犯巡視員登録の呼びかけを行っており、全市立小中学校において組織されています。

平成 26 年度末で約 6,700 名のボランティアの方々が登下校時を中心に地域の巡視活動を行っています。

また、本市の公用車や給食配送車、郵便局や企業の車両を「学校防犯車両」として登録し、運行中に児童生徒の緊急事態に遭遇した場合に、児童生徒の保護や学校、警察等への連絡を行っています。

(5) 県警による自主防犯ボランティア団体支援

宮城県警察では、平成 16 年度から、地域・職域等の単位で防犯活動を行う自主防犯ボランティア団体の結成活動の支援を図っています。

平成 26 年末の登録団体は 100 団体で、結成された自主防犯ボランティア団体に対しては、警察から積極的に情報を提供する等の支援育成を行っています。

6 安全安心街づくりの課題

(1) 安全安心街づくりの課題

市民意向調査では、日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、高くなつたと感じている方の割合が前回調査より約 14%減少しました。本市内における平成 26 年の刑法犯認知件数も、前計画策定時の平成 22 年と比べ約 2 割減少しており、また、主な迷惑行為の発生状況も、前計画策定時と比較すると減少傾向にあります。これらにより、前計画に基づく取り組みが一定の成果を得ていることがうかがえます。

しかしながら、近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が大幅に増加していることや、子どもへの声かけやつきまといなどの発生事案が増えていることなど、新たな課題も浮き彫りになってきました。市民意向調査でも、身近での犯罪の発生により不安を感じている割合が減少している一方、振り込め詐欺やネット犯罪をはじめとする犯罪の多様化、巧妙化や、全国的な凶悪事件の発生により、不安を感じている割合は依然として高いものとなっています。また、防犯活動に参加して感じた課題では、参加者数の確保や関係団体との連携不足を指摘する声が依然として多くなっています。

これらを踏まえて、犯罪のない安全で安心して暮らせる街の実現に向けて、今後 5 年間の取り組みの基本的方向を明らかにするために、課題を次のとおり整理します。

課題 1 市民一人ひとりの防犯意識の向上

現状

各種広報・啓発や取り組み等により、「自らの安全は自らで守る」という防犯意識は大分浸透してきており、刑法犯認知件数も年々減少しています。しかし、乗り物の盗難や空き巣など少しの気配りで防げる犯罪がまだまだ多く発生しています。

市民の意見

- ・市民一人ひとりの防犯意識の向上が重要である。
- ・戸締りや鍵かけの励行が重要である。
- ・電話勧誘や悪質な訪問販売等の拒絶が必要である。

課題等

日頃からの心がけや取り組みにより犯罪被害を未然に防止できる事案が多いことや、インターネットを利用した犯罪等、新たな手口にも対処していく必要があることから、市民一人ひとりが防犯意識を持ち、防犯力を高めることができるようにすることが必要です。

課題2 規範意識の向上

現状

ライフスタイルの多様化、核家族化、情報化、価値観の多様化といった社会の情勢が様々に変化している中で、規範意識の低下が問題となっています。次代を担う子どもたちの規範意識の向上が求められますが、人と人とのつながりの希薄化により、地域社会の子どもの規範意識を育てる力が低下しています。

市民の意見

- ・子どもの頃からの規範意識の向上が必要である。
- ・大人が模範的な行動を取ることが重要である。

課題等

安全安心の街づくりは人づくりから始まります。家庭はもとより、学校や地域との連携により、社会全体で子どもの規範意識を育てていく環境づくりが求められています。

課題3 高齢者、子ども、女性、障害者等の防犯対策

現状

犯罪から身を守る力が弱い高齢者、子ども、女性等が被害者となる犯罪認知件数は年々減少傾向にあります。しかし、高齢者等を対象とした特殊詐欺や、重大事件につながるおそれのある子どもに対する不審者からの声かけやつきまといなどは増加の傾向にあります。また、女性への暴行、わいせつ行為などは、表面化しにくいことから、その被害はいまだ多いといわれています。

市民の意見

- ・高齢者を狙った振り込め詐欺等には、周囲の人が気付いて対処することも必要である。
- ・通学路におけるパトロール等子どもの見守りは重要である。

課題等

高齢者、子ども、女性、障害者等について、特に狙われやすい犯罪からの安全の確保に努める必要があり、それぞれに特化した防犯講習会の開催や広報、啓発の充実を図っていく必要があります。

課題4 情報の発信と犯罪被害への不安感の軽減

現状

安全安心の街づくりのためには、地域への効果的な犯罪・防犯情報の発信が求められています。

また、市内の刑法犯認知件数は毎年減少しており、犯罪発生の可能性が高くなっていると感じている市民は少なくなっていますが、全国的に見られる凶悪事件や、振り込め詐欺やネット犯罪など多様化・巧妙化する犯罪の報道に接することで、犯罪被害への不安を抱く市民もいます。

市民の意見

- ・最新の犯罪情報、防犯情報の提供が必要である。
- ・各年代に応じた取り組みや情報を共有することが必要である。

課題等

市内での犯罪発生状況や防犯に役立つ情報、地域の防犯活動などの情報を広く時機をとらえて市民に伝え、学校や地域、各団体相互間で必要な情報を共有しながら、連携・協力して身近な犯罪の発生を抑止する取り組みを行うことによって、犯罪被害への不安感を解消することが必要です。また、犯罪被害に遭った方々が受け得る支援を適切に受けられることも求められています。

課題5 地域防犯力の一層の向上

現状

地域では住民による自主的な防犯活動が行われています。また、多くの市民が、防犯活動は必要であると考えており、機会があれば活動に参加したいと思っています。

一方で、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化により、必ずしも既存の活動の参加者は増えていない状況にあり、地域内の関係団体との連携・協力体制の構築による効果的な活動が必要となっています。

市民の意見

- ・地域コミュニティの活性化が必要である。
- ・近隣住民同士のつながり、声の掛け合いは必要である。

課題等

地域における様々な行事や街づくり活動を通して、地域の連帯感・一体感を高めながら、地域コミュニティによる防犯力が高まるよう、防犯活動に参加意欲のある方が参加しやすくなる方策を講じながら、地域内の自主防犯組織や町内会、学校などの連携・協力による裾野の広い防犯活動を展開していくことが必要です。

課題6 防犯活動の活発化

現状

防犯協会や学校を中心とする防犯活動は各地域に定着しています。しかし、働き盛りの世代を中心に、忙しくて時間がないことを理由に防犯活動への参加を難しいと考える方も多く、共働き世帯の増加や高齢化の進展等に伴い、防犯活動の参加者数や活動の維持が困難になってきています。

市民の意見

- ・防犯活動の参加者数の維持が困難であったり、参加者が不足したりしていることに課題を感じている。
- ・若者が防犯活動に参加できるような仕組みづくりが必要である。
- ・重点的に取り組むべき場所で防犯活動を進めることが必要である。

課題等

高齢化のさらなる進展や、今後の人口減少社会に向け、防犯活動に参加する機会をつくるなど、活動を促進する取り組みが求められています。

課題7 迷惑行為等の防止

現状

これまでの取り組みにより、放置自転車、落書き、歩きたばこ、違法駐車などの迷惑行為等は減少傾向にあります。しかし、自転車事故発生件数は減少しているものの、市民意向調査では、1年間で迷惑と感じた行為として、5割の人が自転車の迷惑走行を挙げており、ごみのポイ捨て、携帯電話(スマートフォン)のマナー、歩きたばこなども依然として高い値を示しています。また、路上での客引き行為など、新たな対応が求められている事案も発生しています。

市民の意見

- ・自転車の走行マナーの悪さが目につくため、マナーの向上が必要である。
- ・ごみのポイ捨てを防止するためには、日頃からきれいな環境を保つことも必要である。

課題等

迷惑行為は個人のマナー・モラルに負うところが大きいことから、ルールの周知やマナーアップの啓発など、減少に向けた取り組みが必要です。

課題8 防犯に配慮した環境の整備

現状

道路、公園等の暗がりや死角を解消するため、街灯の設置・照度アップ、樹木の剪定等環境の整備や、防犯協会による住宅の防犯診断などを進めてきましたが、市民意向調査では、街路灯等の整備を求める声はいまだ多く、防犯の視点を踏まえた環境整備が引き続き求められています。

市民の意見

- ・街路灯等の設置や照度アップが必要である。
- ・街路樹を剪定し、道路の見通しを良くすることは大事である。

課題等

道路や公園等の公共施設をはじめとした犯罪が起きにくい環境整備を引き続き進めていく必要があります。また、住宅や民間の施設についても防犯対策を促進していくことが求められています。

課題9 市民・事業者・警察・行政等の連携体制の充実

現状

これまで、市民、地域、各種団体、警察、行政等が主体的に連携・協力しながら取り組みを進めてきました。しかし、防犯活動に参加している方で連携が足りないと感じている方が多い状況です。

市民の意見

- ・地域、行政、警察が連携することが必要である。
- ・学校と地域の連携が必要である。

課題等

引き続き、市民、地域、各関係団体等のそれぞれの取り組みを推進するとともに、地域としてより効果的な対策が取れるよう、それぞれの活動の連携・協力を深め、拡大を図ることが重要です。

(2) 重点課題

(1)で整理した課題のうち、近年における犯罪の被害状況や、**将来**予想される地域の状況等を踏まえ、今後5年間の安全安心街づくりを推進していく上での重点的な課題として次の3項目を掲げ、対策を講じていくこととします。

重点課題1 特殊詐欺等に対する取り組み

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の市内の被害状況について、平成23年には認知件数が26件、被害金額が**5,980万円**であったものが、**平成27年**では、**認知件数が217件（暫定値）、被害金額は7億4,378万円（暫定値）**と、それぞれ大幅に増加しています。**平成27年**の本市における発生件数は、県内の6割以上を占めており、主に高齢者が狙われる特殊詐欺や悪質商法について、被害を未然に防ぐ対策を重点的に推進していく必要があります。

重点課題2 子どもの防犯対策

子どもを被害者とする刑法犯認知件数は減少傾向にある一方、子どもに不安を与える声かけ・つきまとい等の警察への相談・届出件数は年々増加しており、子どもに対する軽犯罪法違反や迷惑防止条例違反の発生件数も増加傾向にあります。

近年、全国における子どもを狙った重大犯罪の報道に接し、子どもがまき込まれる犯罪被害に不安を**抱く**声も多くあります。

子どもは、その心身が未成熟であり、危険を回避する能力が低いいため、地域社会全体で犯罪の被害から守っていく必要があります。

重点課題3 連携による地域防犯活動の推進

ライフスタイルの多様化、核家族化、情報化、価値観の多様化などにより、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが希薄化し、必ずしも既存の活動の参加者は増えていない状況にあり、地域内の関係団体との連携・協力体制の構築による効果的な活動が必要となっています。

また、今後高齢化がさらに進むことや、人口減少社会に突入することを踏まえると、防犯活動の参加者数や活動の維持がより困難になること**が**予測されます。また、防犯上の課題は地域ごとに異なっており、今後ますます多様化が進んでいくことも予想されます。

将来にわたって地域の防犯力を維持し、効果的に向上させていくためには、自主防犯組織をはじめ、町内会、学校、PTA、企業、NPO、警察、行政等の連携による、各地域の特性に応じた防犯対策を推進していく必要があります。

第3章 基本目標・成果目標

1 基本目標

第2章で整理した課題に対し、本計画においては、次の3項目を基本目標として掲げ、安全安心街づくりの取り組みを推進していくこととします。

基本目標1 防犯力を高める人づくり

刑法犯認知件数の大半を占める窃盗や、空き巣、特殊詐欺など、市民の身近で起こり得る犯罪を未然に防止するために、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪を抑止する対処法など、正しい知識を習得し、主体的に防犯対策を講じていくことを目指します。特に、犯罪から身を守る力が弱い子どもや高齢者等に対しては、家庭のみならず、学校や関係団体など、地域全体でその防犯力を高め、育成していくことを促進します。

また、犯罪やそれを誘引する迷惑行為を防ぎ、日常生活における安心感を高めていくために、正しいルールやマナーを習得するとともに、思いやりの心や規範意識の向上を図っていきます。

基本的施策

- 1 防犯意識の高揚を図り、危険察知等の防犯力を高める
- 2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み
- 重点** 3 特殊詐欺等の被害防止のための取り組み
- 重点** 4 子どもとその家庭の防犯力の強化・育成
- 5 高齢者、女性、障害者等の防犯力の向上
- 6 防犯力を高めるための、多様な媒体を活用した情報の発信

基本目標2 地域で支え合う防犯力の高い街づくり

市民が自分の暮らしを営む地域に関心や愛着を持ち、地域全体で問題を共有し、その解決に取り組むことなどから生まれる連帯感や、コミュニティを強固なものにするとともに、犯罪を起きにくくする地域の防犯力を高めます。近年、ライフスタイルの多様化、核家族化、情報化、価値観の多様化などにより、地域コミュニティにおける人と人とのつながりの希薄化が危惧されていますが、自主防犯組織のみならず、町内会、学校、PTA、事業者やNPOなど、関係機関や団体が連携・交流し、地域総ぐる

るみでその特性に応じた質の高い防犯活動を推進していきます。

また、犯罪被害に遭った方々に対しては、権利、利益の回復と平穏な生活を取り戻すことができるように、関係機関から必要な支援が受けられるような取り組みを行います。

基本的施策

- 1 地域コミュニティの防犯力の向上
- 2 地域における自主防犯活動の充実
- 3 地域と一体となった子ども等の見守り活動
- 重点** 4 地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進
- 5 犯罪被害者等の支援

基本目標 3 犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり

犯罪被害を未然に防ぐためには、個人や地域による防犯活動などのソフト面の対策に加えて、環境整備などのハード面から、犯罪を躊躇^{ちゅうちよ}させ、起こさせない取り組みが必要です。

見通しの確保や暗がりの解消、防犯機能の高い建物部材や防犯カメラの活用など、市民に身近な生活環境の防犯性を高めることや、環境美化活動等により美しい街を維持していくことにより、犯罪を起こしにくい環境づくりを進めます。

また、迷惑行為を放置することは、そこから軽微な犯罪を生み、次第に重大な犯罪へとつながる危険性があります。このため、自転車の迷惑走行やごみのポイ捨て、歩きたばこ等の迷惑行為を抑止する取り組みを推進し、犯罪を誘引する機会の減少に努めます。

基本的施策

- 1 迷惑行為等撲滅への取り組み
- 2 子どもの安全に配慮した環境の整備
- 3 犯罪リスクを低減させる道路、公園、建物等の整備促進

2 成果目標

1で整理した基本目標に基づき、計画期間内の取り組みを行った成果の目安として、次の2項目を成果目標として設定し、効果的に重点施策等に取り組んで行くこととします。

1. 特殊詐欺の発生件数の減少

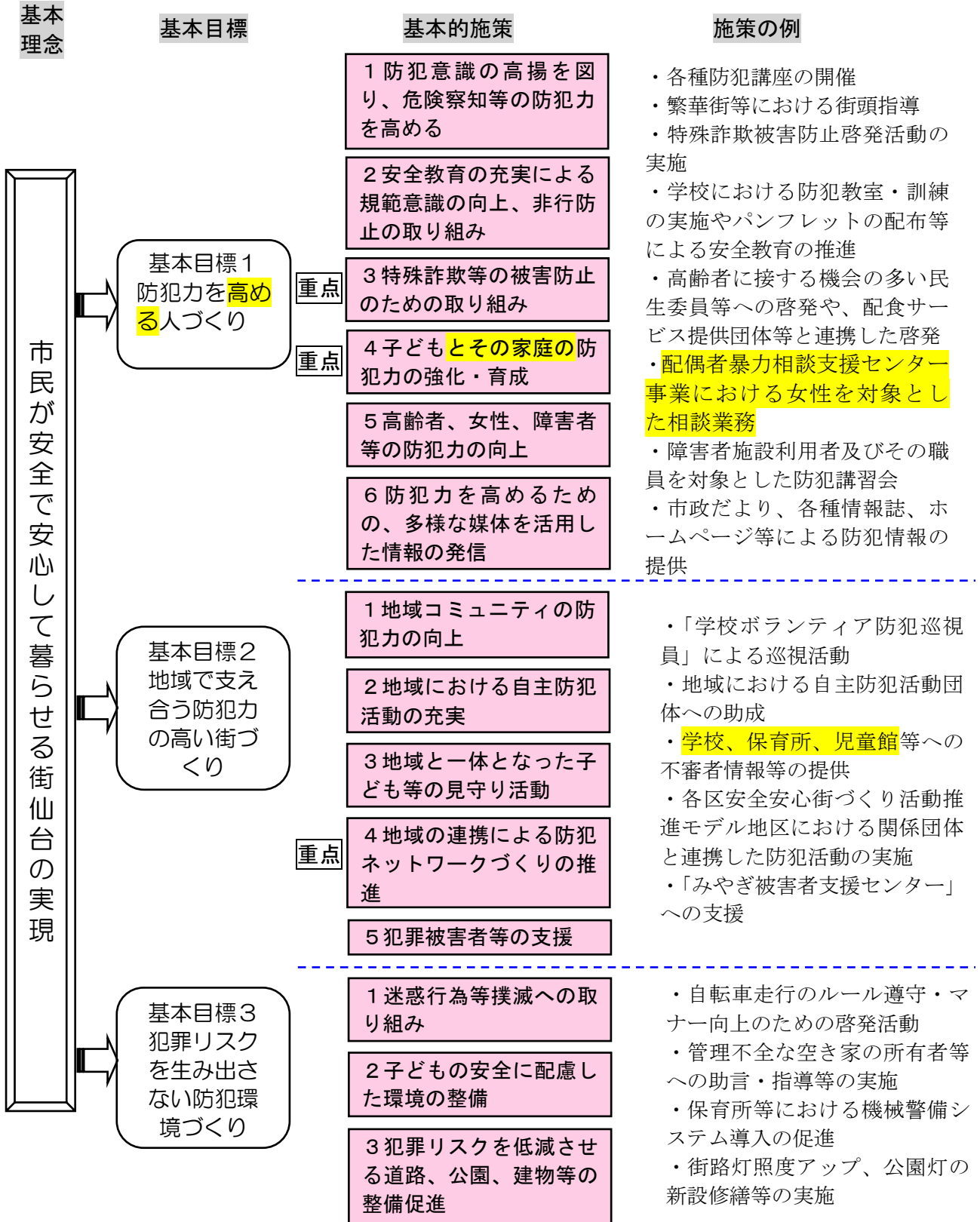
(平成27年) 217件(暫定値) → (平成32年) 160件以下

2. 子どもを対象とした声かけ事案等の発生件数の減少

(平成27年) 251件 → (平成32年) 190件以下

第4章 安全安心街づくりを推進するための施策

1 施策の体系



2 施策の内容・主な取り組み

基本目標 1 防犯力を高める人づくり

基本的施策 1

防犯意識の高揚を図り、危険察知等の防犯力を高める

【主な取り組み】

(1) 市民の防犯意識啓発《推進局：市民局、各区》

- ① 懸垂幕や防犯パネルの掲出、街頭キャンペーン等の実施により、防犯意識の高揚を図ります。
- ② 全国地域安全運動仙台市大会を開催するなど、防犯思想の普及啓発にかかるイベント実施します。
- ③ ホームページ、市政だより、消費生活情報誌等の多様な各種媒体を活用して、ライフステージに応じた効果的な広報・啓発、情報提供を行い、インターネットや電話等による不当・架空請求等の消費者被害の未然防止に取り組みます。
- ④ 自転車の盗難など、発生件数の多い身近に起きる犯罪を防止するための啓発活動を行います。

(2) 防犯学習機会の提供《推進局：市民局、健康福祉局、教育局、各区》

- ① 気軽に楽しみながら防犯に関する知識や技術を習得できるよう、警察等関係機関と連携し、専門知識を有する講師の派遣等により防犯講座を実施します。
- ② 対象とする年代ごとに最も必要な情報を提供するなど、実態に即した効果的な講座を実施します。
- ③ 町内会、老人クラブ、PTA、社会学級等の地域団体、小グループや事業者等に対する出前講座を実施し、消費者被害の未然防止に取り組みます。

基本的施策 2

安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み

【主な取り組み】

(1) 規範意識の向上の取り組み《推進局：市民局、教育局》

- ① 子どものうちに社会生活の基本的なルールを身に付けることができるよう、家庭、学校等における子どもの規範意識の向上に向けた教育を推進します。
- ② 市民の規範意識向上のための取り組みを推進します。

(2) 青少年への指導・相談《推進局：子供未来局、教育局》

- ① 学校教育において非行防止の取り組みを進めます。
- ② 繁華街、市内全域の中学校区において、青少年の非行の未然防止や早期発見、早期の改善につなげる街頭指導を行い、青少年の健全育成を図ります。
- ③ 青少年の非行や問題行動等について、相談を行います。

重点**基本的施策 3****特殊詐欺等の被害防止のための取り組み****【主な取り組み】****(1) 市民の防犯意識啓発《推進局：市民局、財政局、健康福祉局、各区》**

- ① 市ホームページ、各種広報誌等において、最近の手口の傾向や事例、対処法を紹介することなどにより、特殊詐欺被害防止に係る知識の普及を図ります。
- ② 啓発チラシやグッズの配布などの街頭キャンペーン等による注意喚起・啓発活動を行うことにより、特殊詐欺被害に対する防犯意識の高揚を図ります。
- ③ 家族や周りの人が被害に遭わないために、家庭や地域ぐるみで特殊詐欺被害防止について考える機会となるよう、子世代や孫世代、地域に対する呼びかけや周知啓発を行います。

(2) 特殊詐欺被害に遭わないための防犯学習機会の提供《推進局：市民局》

- ① 町内会、老人クラブ等の地域団体、小グループ、事業者等に対する出前講座を実施し、特殊詐欺被害の未然防止に取り組みます。

重点**基本的施策 4****子どもとその家庭の防犯力の強化・育成****【主な取り組み】****(1) 子どもの安全対策《推進局：市民局、教育局》**

- ① 通学路や日常の遊び場等、どのような場所で犯罪が起こりやすいか、子どもに理解させ、犯罪から身を守る力を伸ばすことを目的に「地域安全マップ」づくりの支援を行います。
- ② 防犯に関する知識を身に付け、危険な場面に遭遇したときに安全な行動をとれるよう、子どもの学年に応じた効果的な安全教育を推進します。
- ③ 子どもがスマートフォン等を安全で正しく利用するために、フィルタリング設定の徹底や家庭におけるルール作りの推奨、学校における情報モラル教育の実施を推進します。
- ④ 教職員を対象に、子どもの安全確保、犯罪被害防止等に関する研修を行います。
- ⑤ 小中学校と特別支援学校の児童生徒を対象に、防犯ブザーの購入費を補助します。
- ⑥ 幼児・児童・生徒に危険が及ぶ恐れのある不審者等の情報を、適切に保護者に伝達する連絡体制づくりを促進し、子どもに不安を与える声かけや、子どもに対する犯罪を未然に防ぐ取り組みを支援します。
- ⑦ 不審者・痴漢・薬物乱用・出会い系サイト利用等の被害予防に関する啓発活動を行い、子どもたちの犯罪被害防止に努めます。

基本的施策5

高齢者、女性、障害者等の防犯力を高める

【主な取り組み】

(1) 高齢者の安全対策《推進局：市民局、健康福祉局》

- ① 高齢者を対象とした防犯講座を実施します。
- ② 高齢者が自らの安全を確保することができるよう防犯や安全意識の普及啓発をきめ細やかに行います。
- ③ 町内会、老人クラブ等の地域団体、小グループ、事業者等に対する出前講座を実施し、悪質商法や消費者被害に関する学習機会を提供します。
- ④ 情報が得にくい高齢者等が消費者被害等に関する情報を容易に入手できるように、効果的な広報・啓発活動を行います。
- ⑤ 高齢者に接する機会の多い民生委員児童委員、介護支援専門員（ケアマネージャー）等に対して、消費者被害とその防止等についての啓発を行います。

(2) 女性の安全対策《推進局：市民局、子供未来局、各区》

- ① 女性に対する防犯意識の普及啓発を図ります。
- ② 女性に対する暴力の根絶や性犯罪の防止に関する啓発活動を推進します。
- ③ 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業を実施し、「女性への暴力相談電話」や各区保健福祉センター等での被害者からの相談対応など、問題解決に役立つ情報提供や助言、被害者の立場に立った様々な支援策を関係機関と連携しながら推進します。
- ④ 市民活動団体による緊急一時保護施設（シェルター）や相談事業にかかわる活動を支援します。
- ⑤ 交際相手からの暴力行為を防ぐため、若年層への啓発活動を行います。

(3) 障害者の安全対策《推進局：市民局、健康福祉局》

- ① 障害者やその家族、福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに、障害者と接する福祉関係者、ボランティア等に対して、障害者の犯罪被害防止に係る知識の普及を図ります。

基本的施策6

防犯力を高めるための、多様な媒体を活用した情報の発信

【主な取り組み】

(1) 犯罪情報、防犯知識の共有《推進局：市民局、各区》

- ① 犯罪の発生状況や防犯に関する知識を市政だより、市ホームページ、ラジオ等の各種媒体を活用することにより、積極的に情報提供します。
- ② 犯罪発生情報や犯罪被害に遭わないための防犯情報などを発信する、宮城県警察の「みやぎセキュリティメール」の周知を図り、登録を促進します。
- ③ 防犯活動事例の紹介やリーフレット等の作成配布により、防犯意識の高揚を図ります。

基本目標 2 地域で支え合う防犯力の高い街づくり

基本的施策 1

地域コミュニティの防犯力の向上

【主な取り組み】

- (1) **地域コミュニティ全体による防犯の推進**《推進局：市民局、教育局、各区》
 - ① 地域の一体感を向上させ、防犯上の効果も高い「あいさつ運動」を推進します。
 - ② 登下校時間帯に少しの時間を割いて家の外に出て、子どもを見守る活動を推進します。
 - ③ 地域における空き家等について、適切な管理を図る活動を促進します。

基本的施策 2

地域における自主防犯活動の充実

【主な取り組み】

- (1) **市民の自主防犯活動の促進、支援**《推進局：市民局、各区》
 - ① 個人の都合の良い時間を利用した、気軽にできる防犯活動である、歩くボランティア「アイ・アイキンジョパトロール」の普及促進及び活用を図ります。
 - ② 地域において自主的に防犯組織を結成し、パトロール活動等の防犯活動を行う団体に対し、その運営を支援します。
 - ③ 青色回転灯の設置を支援し、青色回転灯設置車両による防犯パトロールの拡充を図ります。
 - ④ 青色回転灯設置車両による防犯パトロールを実施します。
 - ⑤ 災害発生時には、被災地を狙った犯罪を未然に防止するため、防犯パトロールの重点的な実施を推進します。
- (2) **既存の防犯組織の活性化**《推進局：市民局、各区》
 - ① 市内最大の自主防犯組織である防犯協会の活動を支援します。
 - ② 各地域の防犯協会の活動の充実や隊員の増加等、組織の活性化を支援します。
 - ③ 地域における防犯活動の中心的役割を担う人材を育成するため、地域防犯活動の実践者等に対する研修を行います。
- (3) **地域防犯活動者等の顕彰**《推進局：市民局》
 - ① 地域防犯活動者等への社会的評価を高め、活動の活発化及び継続化を図るため、地域への防犯に著しく貢献した個人、団体、事業者等を表彰します。

基本的施策3

地域と一体となった子ども等の見守り活動

【主な取り組み】

(1) 子ども等の安全対策推進《推進局：市民局、子供未来局、教育局、交通局》

- ① 全ての市立小学校において、敷地内や学校周辺、通学路等を巡回し、子どもに対する安全指導・安全確保に努める学校防犯巡視員派遣事業「仙台まもらいだー」を実施します。
- ② 全ての市立小中高等学校において、PTAや地域の方々等に呼びかけ、学校ボランティア防犯巡視員を組織して、登下校時を中心に巡視活動を行う、「学校ボランティア防犯巡視員」事業を推進します。
- ③ 公用車、給食配送車、郵便車両、協賛企業車両に「仙台まもらいだー」マグネットシートを貼付して、児童の緊急時に学校・警察へ連絡する「学校防犯車両」を運行することにより、啓発を行います。
- ④ 幼児・児童・生徒に危険が及ぶ恐れのある不審者等の情報を、地域の学校、保育所、児童館、町内会、防犯協会等で適切に共有する連絡体制づくりを促進し、子どもに不安を与える声かけや、子どもに対する犯罪を未然に防ぐ取り組みを支援します。
- ⑤ 仙台市校外指導連盟・学校警察連絡協議会・地域ぐるみ生活指導連絡協議会の関係団体を支援し、地域における児童生徒の安全を確保します。
- ⑥ 子どもたちの緊急避難所として、地下鉄駅における「子ども110番の駅」や地域の店舗、民家の協力を得ながら「子ども110番の店（家）」を拡充します。
- ⑦ 市立小中学校の学区内の危険箇所を点検し、「立入禁止」等の注意喚起の立て看板を設置します。
- ⑧ 全ての市立学校において、警察、子供相談支援センター、防犯協会、PTA等の協力を得ながら、毎月第2金曜日に一斉に登下校時に学区巡視を行う「防犯・子どもを守ろうデー」を実施します。

重点

基本的施策4

地域の連携による防犯ネットワークづくりの推進

【主な取り組み】

(1) 地域連携による防犯施策の推進《推進局：各区》

- ① 各区安全安心街づくり推進協議会において、区民、事業者、関係機関等が連携し、安全安心街づくりの取り組みを実施します。
- ② 各区において指定する区安全安心街づくり活動推進モデル地区において、地域の特性に応じた課題の地域内での共有や、その特性に応じた取り組みの推進など、先導的かつ模範的な安全安心街づくりを推進します。
- ③ 地域において活動する自主防犯団体だけでなく、町内会や福祉団体などとの防犯ネットワークづくりを推進します。
- ④ 各警察署や防犯協会と連携し、全国地域安全運動等の期間を中心に、防犯啓発活動に取り組みます。

(2) 繁華街・歓楽街の対策《推進局：市民局、青葉区》

- ① 安全安心街づくり活動重点推進地区として国分町地区を指定し、重点的に安全安心街づくりを推進します。
- ② 地域・警察等との協議・連携・情報共有を図り、官民一体となった効果的な対策を推進します。

(3) 暴力団排除の推進《推進局：市民局》

- ① 「暴力団を恐れない」「暴力団に対して資金を提供しない」「暴力団を利用しない」を基本理念とし、市、市民、事業者等と連携協力のもと、暴力団排除に関する施策を推進します。

基本的施策5

犯罪被害者等の支援

【主な取り組み】

(1) 犯罪被害者等の支援《推進局：市民局》

- ① 犯罪被害者やその家族がおかれた困難な立場を市民に理解してもらうために、「犯罪被害者週間」を活用する等様々な機会を捉えた啓発を行います。
- ② ドメスティック・バイオレンス(※1)やストーカー等の被害者に対し、住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等支援(※2)を行います。
- ③ 消費生活トラブル等による被害の回復のための相談においては、警察や弁護士会と連携・情報共有を図ります。
- ④ 犯罪被害者等の支援に取り組む民間犯罪被害者支援団体の活動を支援します。
- ⑤ 犯罪被害者等の支援にあたっては、情報及び給付制度を有する警察や、対応のノウハウを有する民間犯罪被害者支援団体等関係機関との連携を図ります。
- ⑥ 犯罪被害者等支援総合相談窓口により、各種支援施策の情報提供や関係機関等の紹介などを行い、被害者及び家族の生活を支援します。

※1 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振るわれる暴力のこと。

※2 住民基本台帳閲覧制限等及び選挙人名簿閲覧制限等

配偶者からの暴力及びストーカーの被害者が住居を移転した場合、その居所を知ろうとする加害者から被害者を保護することを目的として、被害者からの申し出に基づいて、住民基本台帳や選挙人名簿の一部を閲覧すること等を制限する等の措置を講ずるものです。

基本目標3 犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり

基本的施策1

迷惑行為等撲滅への取り組み

【主な取り組み】

(1) 自転車の迷惑走行対策《推進局：市民局、都市整備局、建設局》

- ① 地域や学校、関係団体等と連携し、自転車利用のルール・マナーの啓発や教育活動を一体的かつ総合的に行い、意識の向上を促し、歩行者も自転車も安全に移動できる環境づくりを進めます。
- ② 「みんなにやさしい自転車利用環境づくり」を推進するため、関係各課が連携して取り組みます。
- ③ 「杜の都の自転車プラン」において、都心部で優先的に整備する路線として位置付けた「自転車ネットワーク路線」で、自転車走行空間の分離を図ります。
- ④ 「杜の都の自転車プラン」において、都心部以外で優先的に整備する路線として位置付けた「あんしん通行路線」で、自転車走行空間の分離を図ります。

(2) 放置自転車対策《推進局：建設局》

- ① 転入者や学校等への駐輪場マップの配布やホームページへの駐輪場マップの掲載、街頭による誘導啓発の実施等により、放置防止に係るルール・マナーの意識向上を図ります。
- ② 公共駐輪場の整備や附置義務駐輪場の設置により、新たな駐輪スペースを確保し、駐輪場の利用促進を図ります。
- ③ 放置自転車の撤去を行い、路上放置を防止し、歩行者の安全や道路機能の確保等を図ります。

(3) 違反広告物等対策《推進局：都市整備局、建設局、各区》

- ① 街中や幹線道路沿い等で定期的に違反広告物の除却を行います。
- ② ボランティア（仙台市違反広告物除却活動員）制度を推進し、違反広告物を除却します。
- ③ 関係機関・団体と連携し、違反広告物を除却します。
- ④ 道路を不法に占用している商店街等の立看板等の陳列物については、警察や商店街振興組合と連携し、撤去を指導します。

(4) 落書き対策《推進局：市民局、各区》

- ① 関係機関・団体等と連携し、落書き消去活動を行います。
- ② 市民や町内会、市民活動団体等が行う自主的な落書き消去活動に対して、消剤等の物品の貸し出しを行います。
- ③ 落書きは犯罪であり、許されない行為であることの周知徹底を図ります。

(5) 違法駐車対策《推進局：市民局、都市整備局》

- ① 交通安全指導員による違法駐車等防止重点地域内における違法駐車への指導を

行います。

- ② 各種情報媒体を活用し、違法駐車防止の啓発を図ります。

(6) ごみのポイ捨て対策《推進局：環境局、各区》

- ① ポイ捨てしない人づくりを進めるため、各種啓発活動や関連機関等と連携してのキャンペーン等を行います。
- ② ポイ捨てしにくい環境づくりを進めるため、自主的清掃活動の支援や仙台まち美化サポート・プログラム(※)等を実施します。

※ 「仙台まち美化サポート・プログラム」

一般的には「アドプト・プログラム」と言われ、参加する団体と本市が活動内容等についてあらかじめ覚書を交わし、市が管理する道路や公園等の清掃や除草等の活動をボランティアにより定期的・継続的に行うものです。

(7) 歩きタバコ対策《推進局：市民局》

- ① 歩行喫煙防止重点区域において、横断幕・立看板・路面表示・キャンペーン等様々な歩きタバコ防止の啓発を行います。
- ② 各種情報媒体を活用し、歩きタバコ防止の啓発を図ります。
- ③ 商店街振興組合等関係団体との連携により、歩きタバコ防止の啓発を図ります。

(8) 管理不十分な空き家等対策《推進局：市民局、健康福祉局、都市整備局、消防局、各区》

- ① 法律や条例の周知を図り、空き家の所有者等に対し、周辺の環境に悪影響を及ぼす空き家とならないよう適切な管理を呼びかけます。
- ② 市民から相談のあった空き家等の現況調査を行い、適切に管理されていない空き家の所有者等に対し、管理不全な状態を解消するための必要な措置を講じるよう指導、助言等を行います。
- ③ 市民から相談のあった空き家等の現況調査を行い、適切に管理されていない空き家の所有者等に対し、当該空き家への侵入防止、周囲の可燃物除去等の指導を行います。
- ④ 市民から相談のあった空き地の現況調査を行い、適切に管理されていない空き地の所有者等に対し、除草等の指導又は助言を行います。

基本的施策 2

子どもの安全に配慮した環境の整備

【主な取り組み】

(1) 子どもの安全対策《推進局：子供未来局、教育局》

- ① 全市立小学校、幼稚園、特別支援学校及び全市立保育所に設置されている警報ベル並びに児童館に設置されているインターホン等を適切に維持し、不審者の侵入防止を図ります。
- ② 民間の幼稚園・保育所等へも警報ベル等防犯設備の設置を推進します。
- ③ 市立小学校を中心に、門扉とフェンスを調査し、設置や整備を進めます。

また、順次中学校の整備も進めます。

- ④ 不審者情報を多く寄せられている小学校や中心部の小学校等に試験的に防犯カメラを設置します。
- ⑤ 通学路の安全確認を行い、環境整備に努めます。

基本的施策 3

犯罪リスクを低減させる道路、公園、建物等の整備促進

【主な取り組み】

(1) 道路の防犯対策《推進局：建設局、各区》

- ① 公共施設周辺の街路灯の照度アップを図ります。
- ② 私道等に街路灯を設置しようとする町内会等を支援します。
- ③ 私道等に設置されている街路灯を維持管理する町内会等を支援します。

(2) 公園の防犯対策《推進局：建設局、各区》

- ① 樹木の剪定等適正な管理を行い、死角の減少を図ります。
- ② 公園灯の新設・修繕を行い、暗がりの減少を図ります。
- ③ 公園の清掃・安全管理等の活動を行うボランティア団体を支援し、公園の見回り活動を推進します。

(3) 住宅の防犯対策《推進局：市民局、都市整備局》

- ① セミナーの開催等により、住宅の防犯に関する情報提供を図ります。
- ② イベント時のブース展示や各種情報媒体の活用により、防犯性能の高い住宅用防犯グッズの情報提供や「一軒一灯運動」の促進を図ります。
- ③ 防犯協会が家庭を訪問し、防犯上のアドバイスをを行う防犯診断を推進します。

(4) 地域の防犯対策《推進局：市民局》

- ① 地域における自主的な防犯活動を補完し、犯罪の発生する機会を減らすための環境整備となる、地域団体等の防犯カメラ設置の支援を推進します。

(5) 商店街の防犯対策《推進局：経済局》

- ① 商店街による安全で快適な空間づくりや環境整備を支援します。

(6) 公共施設の防犯対策《推進局：全局区》

- ① 本市が整備する公共の建物について、死角を解消し、見通しを確保するなど、防犯上の配慮を行います。

第5章 計画の推進

1 市民・事業者・関係機関等との連携

安全安心街づくりを推進するためには、市民・事業者・市が各々の責務を果たしつつ、相互に協力することが必要です。

また、県や警察等関係機関と情報の交換を図り、事業実施の支援を受けるなどの連携により、効果的、計画的な事業の推進を図ります。

(1) 各区における連携・推進

区安全安心街づくり推進協議会等の推進組織（事務局：区役所区民生活課）において、区民、事業者、関係機関・区等が連携することにより、区的安全安心街づくりの取り組みを推進します。

(2) 繁華街・歓楽街における連携・推進

安全安心街づくり活動重点推進地区である国分町地区において、商店街や事業者、警察をはじめとする関係機関等が連携することにより、安全安心街づくりに向けた取り組みを推進します。

2 本市の推進体制

(1) 庁内推進体制

市長を本部長とし、副市長及び全局・区長並びに事業管理者等を構成員とする「仙台市安全安心街づくり推進本部」において、本市における安全安心街づくりに係る施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、推進本部の目的を達成するため、各局主管課長等から構成する幹事会を置き、この幹事会の下に、具体的事業の推進や重要な事項についての調査検討を目的として必要に応じて部会を置くなどして、実効性のある施策展開を図ります。

(2) 仙台市安全安心街づくり推進会議

学識経験者や関係行政機関の職員等から構成される「仙台市安全安心街づくり推進会議」において、進行状況に関する評価や計画の変更等、本市の安全安心街づくりに関する重要な事項を審議します。

また、必要に応じ部会を設置して専門の事項を審議するなど、安全安心に係る各分野の方々からの幅広い意見をいただきながら、施策の効果的な推進を図ります。

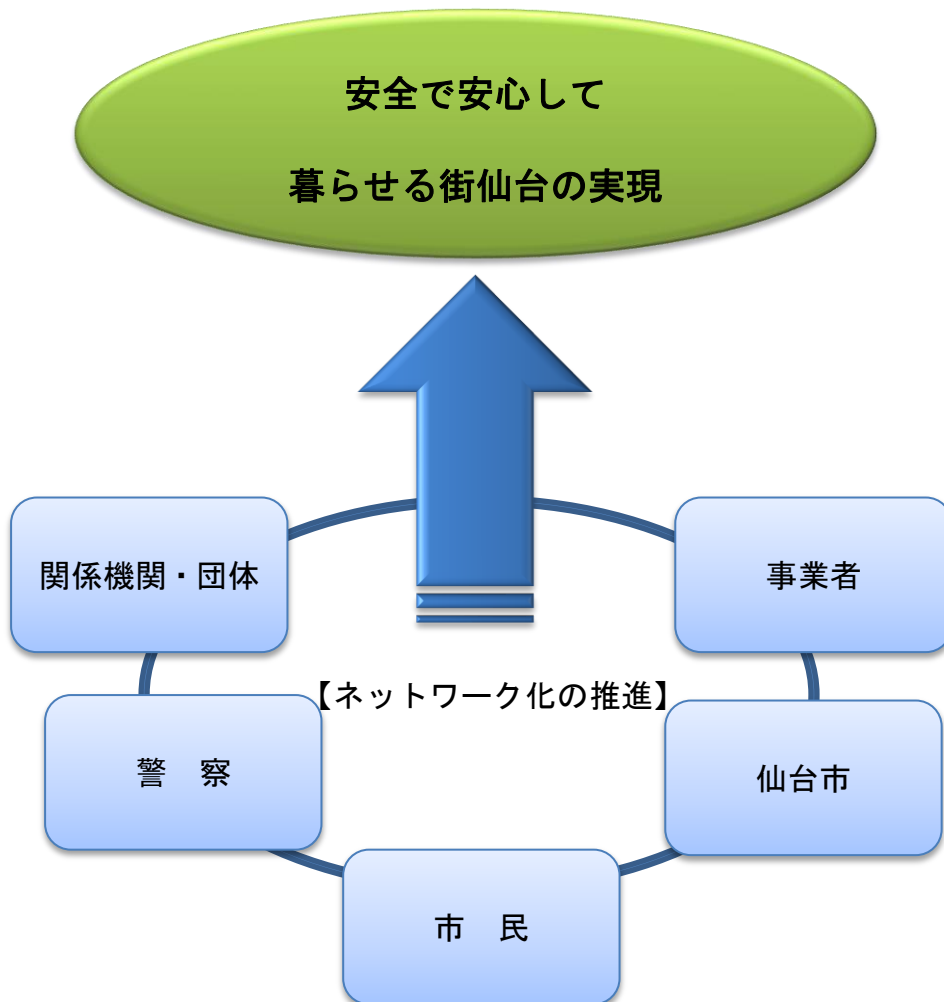
3 計画の進行管理

本計画の基本目標が達成され、基本理念が実現されるよう、本計画に掲げた各取り組みについては、毎年実施状況の把握を行い、適切な進行管理に努めるとともに、社会情勢の変化による新たな課題等にも対応できるよう適宜計画の見直しを行います。

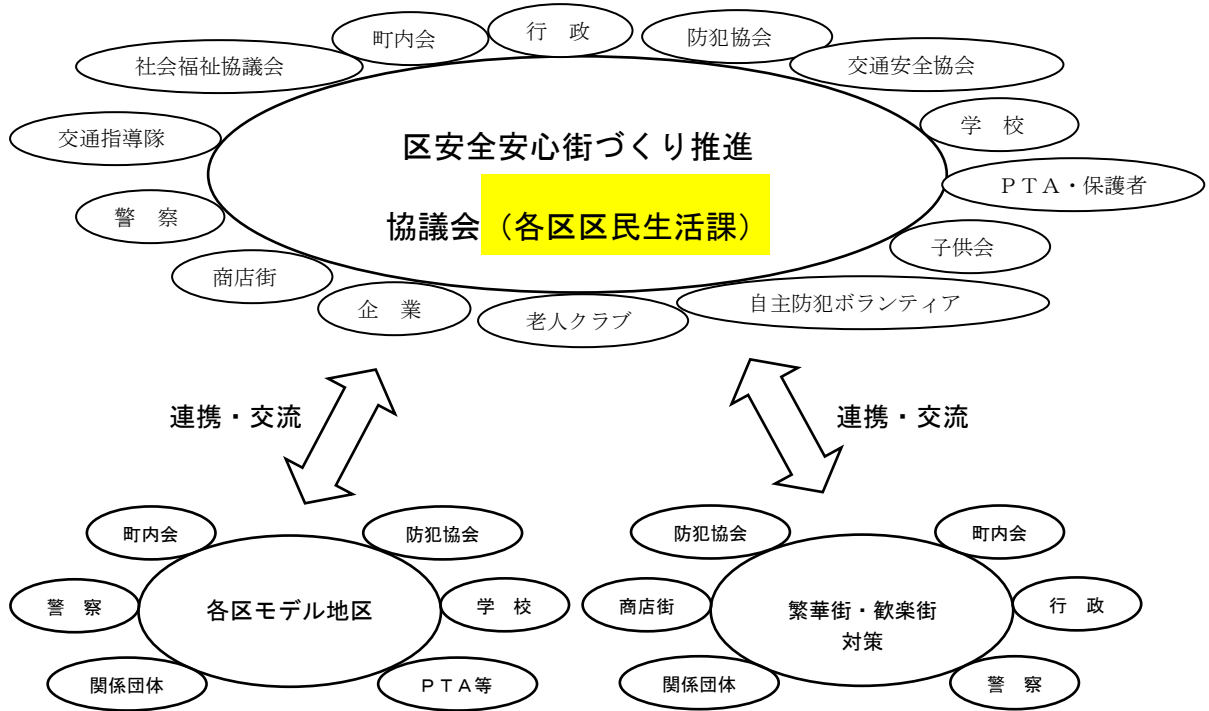
また、地域において自主的な防犯活動に取り組む個人・団体の活動状況や意見の把握に努め、各ボランティア間の相互交流を図ることなどにより、より効果的な活動の展開が図れるように努めます。

4 計画の推進イメージ

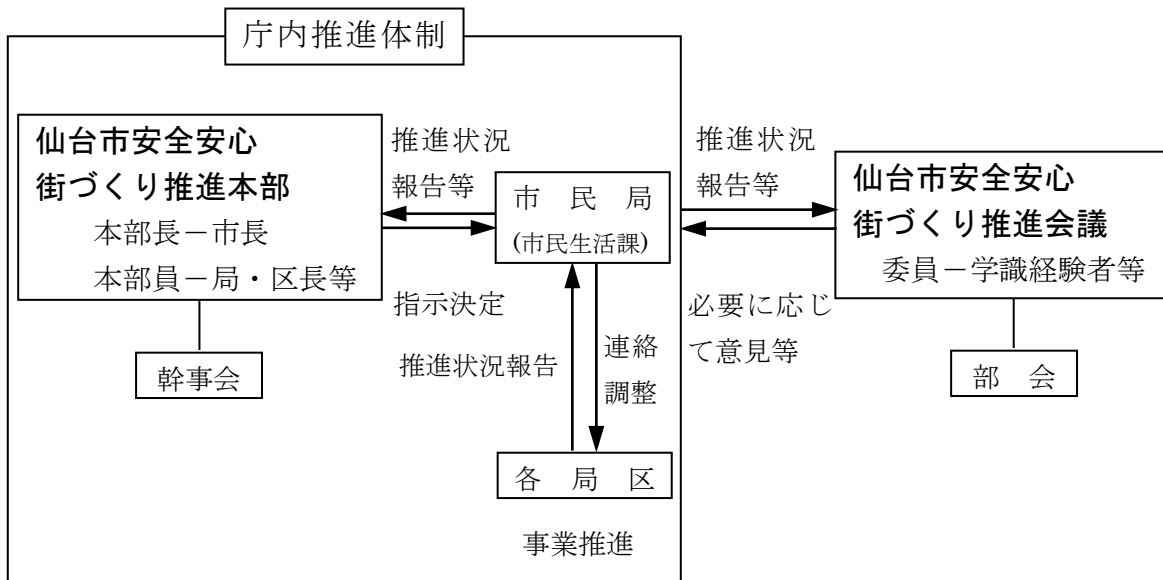
(1) 市民・事業者・関係機関等との連携による推進体制



(2) 各区・繁華街・歓楽街における連携・交流



(3) 本市の推進体制



参考資料

1 安全安心街づくりに関する市民意向調査

(1) 調査概要

1 調査の目的	○仙台市安全安心街づくり基本計画の見直しにあたり、市民が日常生活において、安全安心について感じていることや、施策に対する意見を把握するための基礎資料とするため。
2 調査対象者 及び回収数	○仙台市内に居住する満20歳以上の男女2,000人 ○アンケート調査：2,000件、回収数：1,169件、回収率：58.5%
3 調査方法	○郵送法（定型質問紙によるアンケート方式）
4 調査項目	○回答者の属性 ○安全安心街づくりについて ①安全安心街づくりの現状・課題について ②個人や地域の防犯対策について ③行政の防犯対策について ④街中における迷惑行為について ⑤自由意見
5 調査期間	○平成27年5～6月

(2) 市民意向調査に見る市民意識

① 犯罪が発生する可能性について

日常の行動範囲内で犯罪が発生する可能性について、高くなったと感じている方の割合は、22年6月調査より**13.9ポイント減少**しました。

高くなったと答えた方にその理由を聞いたところ「犯罪が多様化、巧妙化してきたから」（67.0%）、「全国的に凶悪な事件が多発しているから」（53.8%）が上位を占めています。

また、日常生活の身近なところで発生する可能性の高い犯罪として「高齢者が被害者となる犯罪」（36.3%）、「悪徳商法や詐欺など」（35.7%）が上位を占めています。中でも、「高齢者が被害者となる犯罪」では、男女ともに50歳代以上で割合が高く、70歳以上では半数を超えています。また、「子供が被害者となる犯罪」では、男女ともに30・40歳代が他の年代と比べて割合が高く、「ひったくりや暴行など」では、女性全体（19.8%）が男性全体（13.1%）を6.7ポイント上回っています。

地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものを聞いたところ、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」（55.9%）、「空家、廃屋、空き地」（28.1%）、「たばこやごみのポイ捨ての放置」（27.2%）が上位を占めています。特に、「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」では、男性30・40歳代、女性20～40歳代の比較

的若い年代で割合が高くなっています。

② 地域の防犯対策について

地域の防犯力を高めるために必要な取り組みを聞いたところ、「地域内の暗がり等の危険箇所点検」(58.9%)、「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」(57.6%)、「夜間のパトロール」(40.5%)が上位を占めています。

また、防犯活動の必要性については、89.7%の方が「必要だと思う」と回答しており、53.3%の方が「機会があれば参加したい」と回答しています。「機会があれば参加したい」と回答している人の割合は、男性50歳代(67.8%)、男性30歳代(64.8%)、男性40歳代(63.3%)が、他の性・年代と比べて高くなっています。

防犯活動に参加している人に、成果があったと感じていることについて聞いたところ、「地域住民に知り合いが増えた」(55.6%)、「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」(43.2%)、「地域の連帯感が強くなった」(39.5%)が上位を占めています。

一方、防犯活動に参加して感じた課題を聞いたところ、「参加者数の維持が困難又は不足している」(44.4%)、「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りない又は連携できない」(28.4%)、「地域の理解、協力が得られない又は得にくい」(21.0%)が上位を占めています。

③ 行政や警察に望む防犯対策について

安全安心街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組みを聞いたところ、「防犯灯や街路灯を整備する(道路を明るくする)」(53.0%)、「警察官による巡回活動を強化する」(47.6%)、「地域の犯罪発生状況を提供する」(44.0%)が上位を占めています。

④ 迷惑行為について

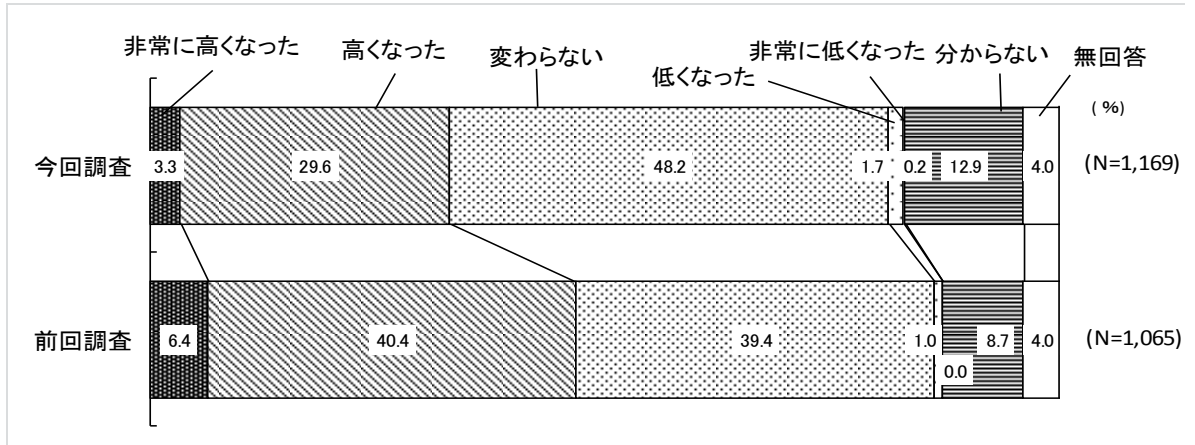
この1年間で迷惑と感じた行為を聞いたところは、「自転車の走行マナーの悪さ」(50.0%)、「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(43.8%)、「携帯電話(スマートフォン)のマナー」(43.5%)、「歩きたばこ」(40.7%)が上位を占めています。

(3) 調査結果（抜粋）

① 犯罪が発生する可能性

問6 あなたやあなたの家族が犯罪に巻き込まれたり、犯罪が発生する可能性について、どのようにお感じですか。日常の行動範囲内（自宅周辺及び市内の通勤・通学、買物等で行く地域）であてはまるものをお答えください。（○は1つ）

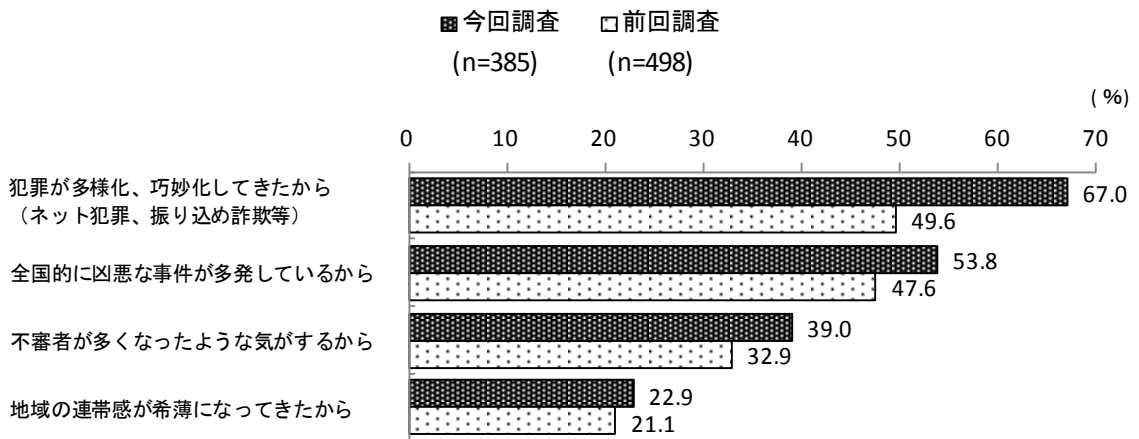
<図表2-1> 犯罪が発生する可能性について／前回比較



犯罪が発生する可能性が高いと感じている人は、前回調査46.8%から32.9%へ13.9ポイント減少し、安全安心な街づくりへの取り組みの成果が現れていると考えられます。

問6-1 犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由は何ですか。あてはまるものをお答えください。（○は3つまで）

<図表2-3> 犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由／前回比較

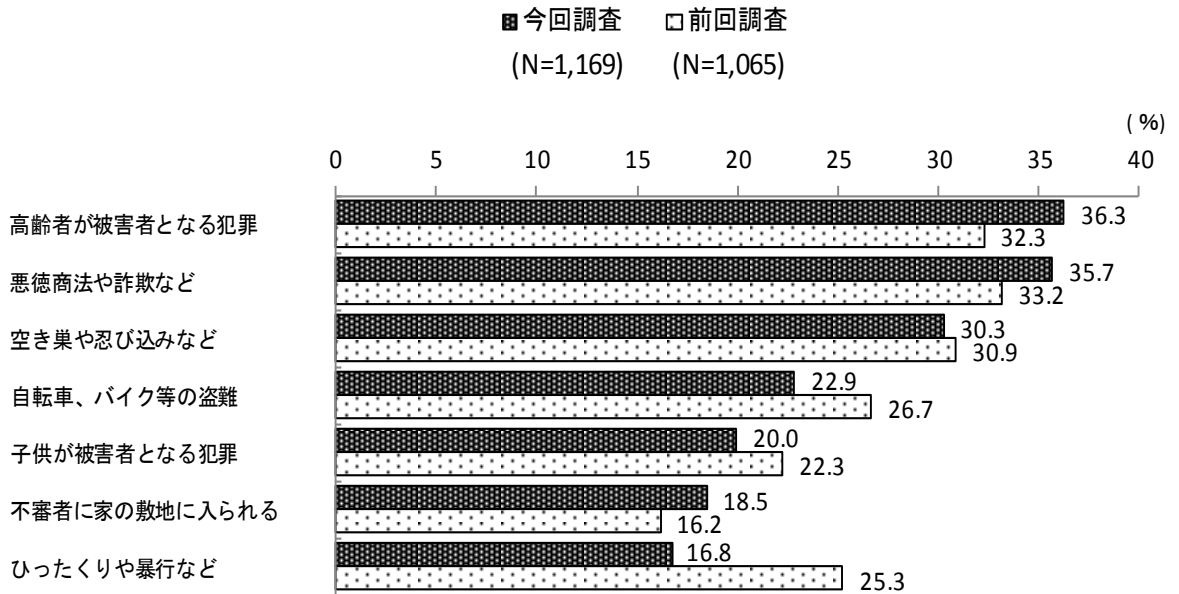


◎ 犯罪が発生する可能性が高くなったと感じる理由は

- 1 「犯罪が多様化、巧妙化してきたから（ネット犯罪、振り込め詐欺等）」（67.0%）
- 2 「全国的に凶悪な事件が多発しているから」（53.8%）

問7 あなたは、日常の行動範囲で発生する可能性が高いと思う犯罪は次のうちどれですか。(〇は3つまで)

<図表2-5>日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪/前回比較

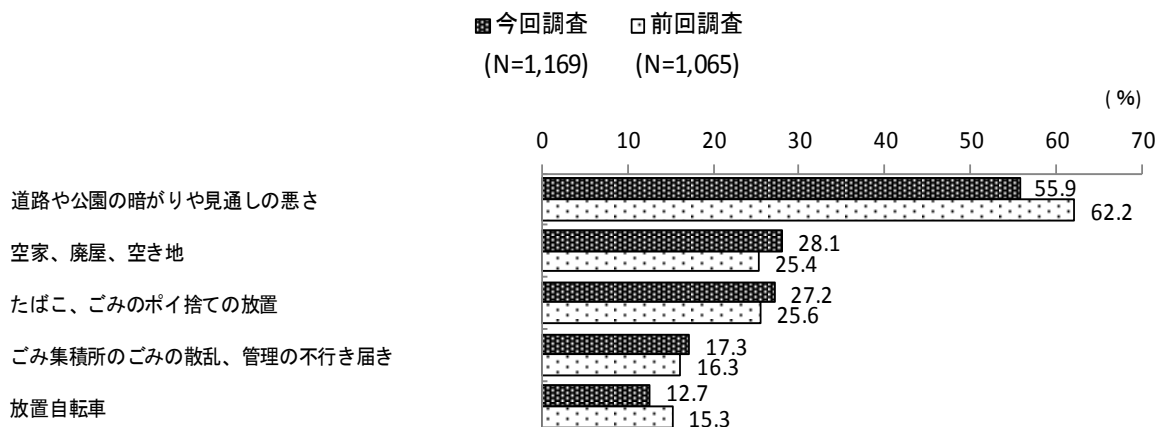


◎ 日常生活において発生する可能性が高いと思う犯罪は

- 1 「高齢者が被害者となる犯罪」(36.3%)
- 2 「悪徳商法や詐欺など」(35.7%)

問8 あなたのお住まいの地域で、犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものは次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

<図表3-1>地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているもの/前回比較



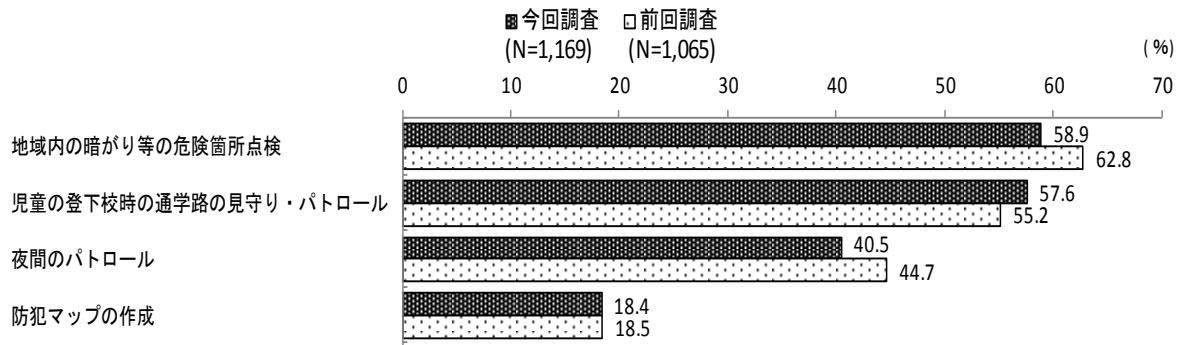
◎ 地域で犯罪の発生を招くものとして不安に感じているものは

- 1 「道路や公園の暗がりや見通しの悪さ」(55.9%)
- 2 「空家、廃屋、空き地」(28.1%)
- 3 「たばこ、ごみのポイ捨ての放置」(27.2%)

② 地域の防犯対策

問 10 あなたは、地域の防犯力を高めるためには地域でどのような取り組みをしていく必要があると思いますか。(〇は3つまで)

<図表 3-5>地域の防犯力を高めるために必要な取り組み/前回比較

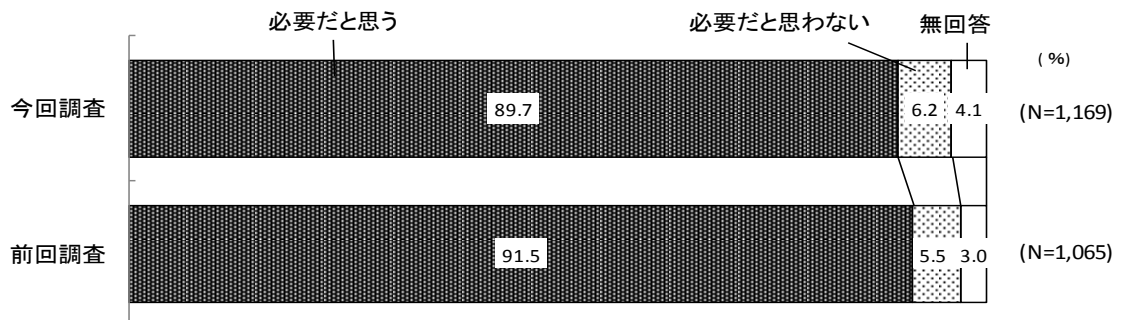


◎ 地域の防犯力を高めるために必要な取り組み

- 1 「地域内の暗がり等の危険箇所点検」 (58.9%)
- 2 「児童の登下校時の通学路の見守り・パトロール」 (57.6%)
- 3 「夜間のパトロール」 (40.5%)

問 12 あなたは、地域の防犯活動は必要だと思いますか。(〇は1つ)

<図表 3-9>防犯活動の必要性/前回比較

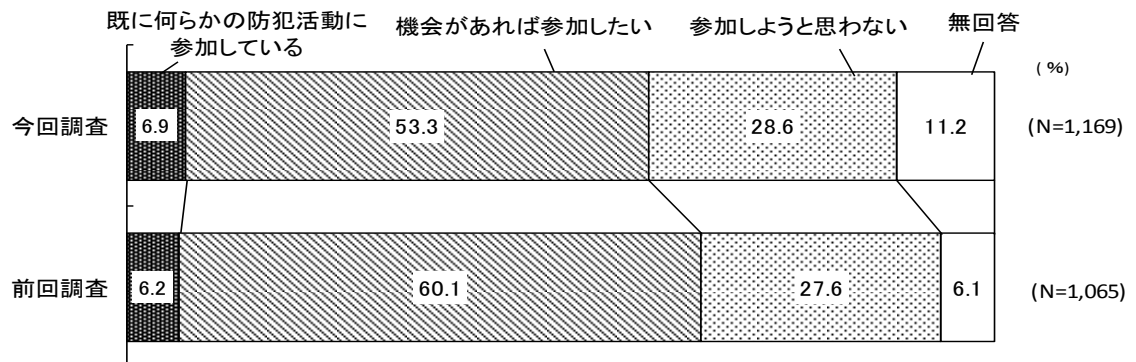


◎ 防犯活動の必要性

- ・ 89.7%の方が「必要だと思う」

問 13 あなたは、地域の防犯活動に参加したいと思いませんか。(○は1つ)

<図表 3-13> 防犯活動への参加意向/前回比較

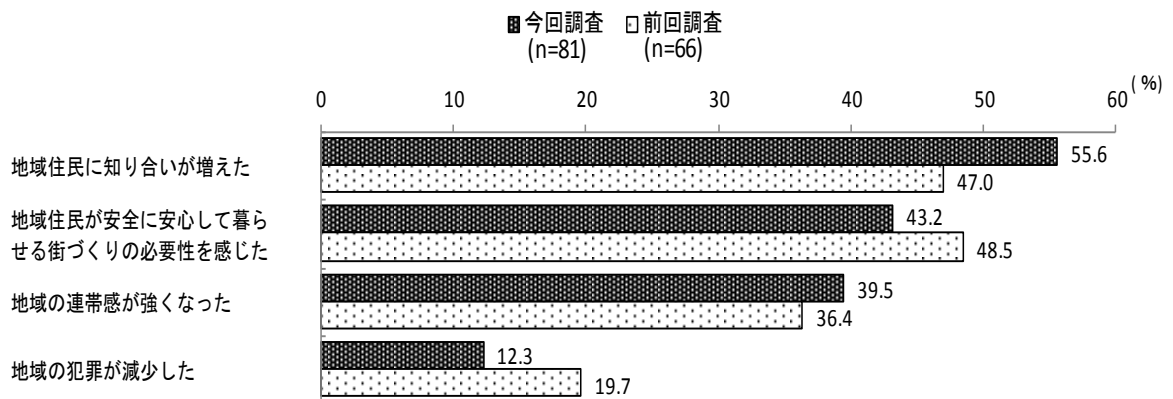


◎ 防犯活動への参加意向

- ・ 53.3%の方が「機会があれば参加したい」

問 13-1 防犯活動に参加してどのような成果があったと感じていますか。(○はいくつでも)

<図表 3-15> 防犯活動に参加して成果があったと感じていること/前回比較

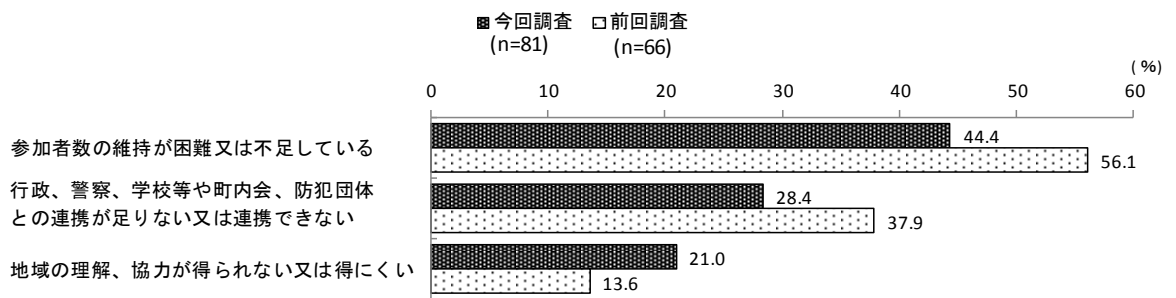


◎ 防犯活動に参加して成果があったと感じていること

- 1 「地域住民に知り合いが増えた」(55.6%)
- 2 「地域住民が安全に安心して暮らせる街づくりの必要性を感じた」(43.2%)
- 3 「地域の連帯感が強くなった」(39.5%)

問 13- 2 防犯活動に参加して何らかの課題を感じていますか。(○はいくつでも)

<図表 3-17> 防犯活動に参加して感じた課題/前回比較



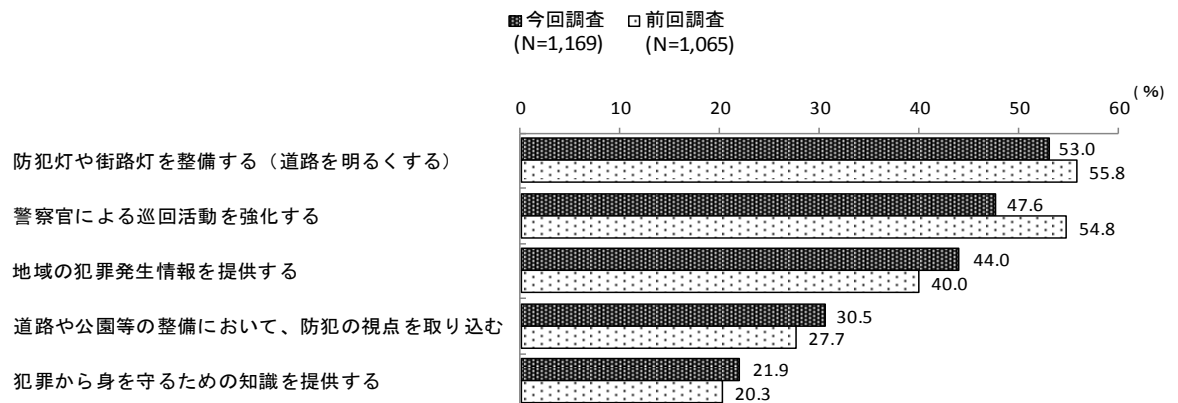
◎ 防犯活動に参加して感じた課題

- 1 「参加者数の維持が困難又は不足している」(44.4%)
- 2 「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携が足りない又は連携できない」(28.4%)
- 3 「地域の理解、協力が得られない又は得にくい」(21.0%)

③ 行政や警察に望む防犯対策

問 14 あなたは、犯罪のない安全で安心な街づくりのために、行政や警察のどのような取り組みが重要だと思いますか。(○は3つまで)

<図表 4-1> 安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み/前回比較



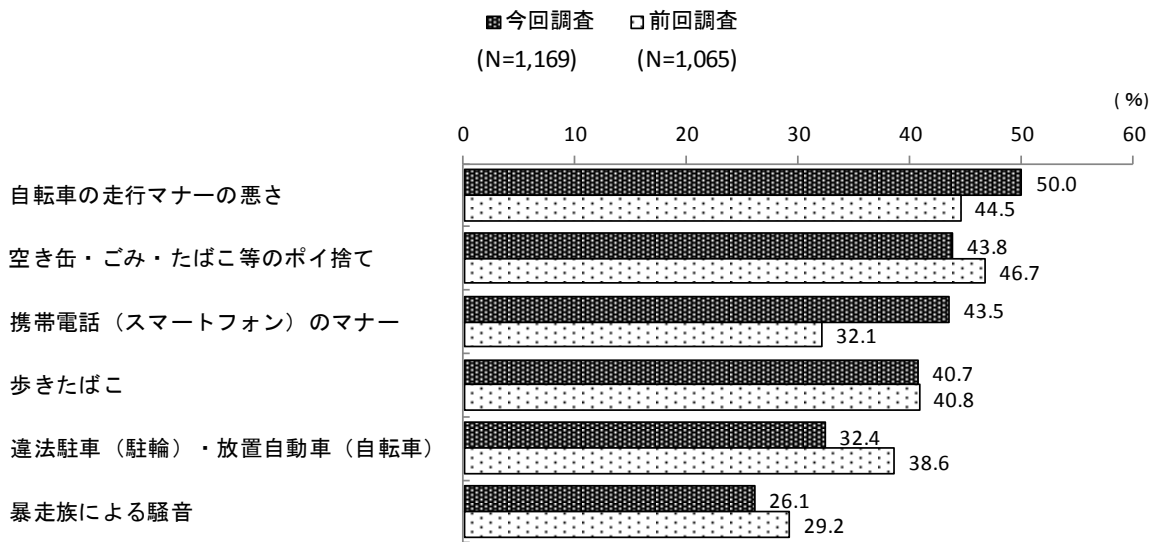
◎ 安全で安心な街づくりのために重要と考える行政や警察の取り組み

- 1 「防犯灯や街路灯を整備する(道路を明るくする)」(53.0%)
- 2 「警察官による巡回活動を強化する」(47.6%)
- 3 「地域の犯罪発生状況をj提供する」(44.0%)

④ 迷惑行為について

問 15 あなたが、この1年間で迷惑と感じた行為としてどのようなものがありましたか。(〇はいくつでも)

<図表5-1> 1年間で迷惑と感じた行為／前回比較



◎ 1年間で迷惑と感じた行為

- 1 「自転車の走行マナーの悪さ」(50.0%)
- 2 「空き缶・ごみ・たばこ等のポイ捨て」(43.8%)
- 3 「携帯電話(スマートフォン)のマナー」(43.5%)
- 4 「歩きたばこ」(40.7%)

2 これまでの主な取り組み

(1) 前基本計画(平成26年度の主な実績)

〔基本目標1〕 市民一人ひとりの防犯力の向上

- 1 防犯知識を深め、危険察知等の防犯力を高める
 - 街頭キャンペーンやイベント等を活用した啓発活動
 - 各種防犯講座の開催(開催回数:281回)
- 2 安全教育の充実による規範意識の向上、非行防止の取り組み
 - 学校における非行防止教室の実施
 - 繁華街等における街頭指導(街頭指導人数:902人)
 - 児童相談所における非行相談業務(受理件数:73件)
 - 子供相談支援センターにおける相談業務(受理件数:971件)
- 3 児童生徒等子どもの防犯力の育成
 - 児童生徒を対象とした防犯ブザー購入費補助(申請率:62.1% 77校/全124校)
 - マニュアルの配布等による地域安全マップの作成支援
 - 学校における防犯教室・訓練の実施やパンフレットの配布等による安全教育の推進
 - 学校の安全教育担当者を対象とした研修(参加率:92.4% 182校/全197校)
- 4 女性、高齢者、障害者等の防犯力を高める
 - 新入学女子大生への女性向け防犯冊子の配布による啓発(配布数:2,500部)
 - 配偶者暴力相談支援センター事業における女性を対象とした相談業務(各区での受理件数:1,478件、エル・ソーラ仙台での一般相談受理件数:1,748件)
 - デートDV防止出前講座等の実施による若年層への啓発(講座開催回数:9回)
 - 高齢者のための防犯啓発用パンフレットの配布
 - 地域包括支援センター等における高齢者向け防犯講座(開催回数:204回)
 - 高齢者に接する機会の多い民生委員等への啓発や、配食サービス提供団体等と連携した啓発(民生委員等向けの講座開催回数:10回)
 - 障害者施設利用者及びその職員を対象とした防犯講習会(開催回数:7回)
- 5 防犯力向上のための情報の発信
 - 市政だより、各種情報誌、ホームページ等による防犯情報の提供

〔基本目標2〕 互いに協力し支え合う地域力の高い防犯の街づくり

1 地域コミュニティによる防犯活動の推進

- 「学校ボランティア防犯巡視員」による巡視活動（学校ボランティア防犯巡視員数：6,614人 組織率：100%）
- 学校や登下校見守り活動時におけるあいさつ運動

2 自主防犯活動の推進

- 「歩くボランティア」登録者の普及促進（登録者総数：1,698人）
- 地域における自主防犯活動団体への助成（助成件数：延べ225件）
- 青色回転灯装着車両による防犯パトロール（青色回転灯設置車両：延べ255台）

3 地域と一体となった子ども等の見守り活動

- 学校防犯巡視員「仙台まもらいだー」による巡回活動
- 学校、保育所、児童館等への不審者情報等の提供
- 「子ども110番の店（家）」等の拡充
- 「防犯・子どもを守ろうデー」の実施

4 防犯活動団体のネットワーク化の推進

- 各区安全安心街づくり活動推進モデル地区における関係団体と連携した防犯活動の実施

5 防犯リーダーの育成

- 防犯指導隊・防犯女性部等研修会の開催
- 「学校ボランティア防犯巡視員」育成指導のための研修会実施

6 犯罪被害者等の支援

- 「みやぎ被害者支援センター」への支援
- 犯罪被害者等支援総合相談窓口（相談用直通電話）による相談業務の実施

〔基本目標3〕 犯罪をつくりださない環境づくり

1 危険迷惑行為等撲滅への取り組み

- 自転車走行のルール遵守・マナー向上のための啓発活動
- 放置自転車対策用自転車駐輪マップの配布（配布数：75,000部）
- ボランティア等と連携した違反広告物除却活動の推進（違反広告物除却活動員：約700人）
- 市民、事業者、行政等の連携による落書き消去活動の実施

- 交通安全指導員による違法駐車への巡視・指導（活動回数：82回）
- アレマキャンペーン等によるごみのポイ捨て防止対策の実施（全市一斉「ポイ捨てごみ」調査・清掃キャンペーン参加者数：2,999人）
- 歩行禁煙モデルストリートにおける啓発活動の実施（歩きたばこ防止キャンペーン実施回数：10回）
- 管理不全な空き家の所有者等への助言・指導等の実施（現況調査件数：762件、助言件数：345件、指導件数：8件）

2 犯罪機会を与えない防犯性の高い道路、公園、建物等の整備促進

- 街路灯照度アップ、公園灯の新設修繕等の実施（街路灯照度アップ箇所数：936箇所、公園灯を新設・修繕した公園数：135箇所）
- 公園の樹木剪定の実施（樹木を剪定した公園数：463箇所）
- 住宅の防犯対策のための防犯診断の実施

3 子どもの安全に配慮した環境の整備

- 小学校、保育所等における警報ベル等防犯設備の設置促進
- 通学路の安全点検の実施と指定通学路の追加・廃止

4 地域における市民自らが行う環境の整備

- 市民、町内会、市民活動団体等への落書き消去剤等の貸出

5 地域における関係団体等による環境の整備

- 国分町地区夜間パトロール等の実施（連携事業実施数：10回）
- 国分町地区安全安心街づくり推進協議会における路上における客引き対策の検討
- 各区安全安心街づくり推進協議会における関係団体と連携した防犯活動の実施

(2) 防犯に関する市民の取り組み

① 防犯協会

(単位:人)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
隊員数	1,946	1,963	1,945	1,987	1,981	2,006	1,988	2,003

(各4月1日現在)

② 地域安全安心まちづくり事業により活動する自主防犯組織

(単位:団体)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
補助を受けて活動した団体数	31	22	27	17	13	12	17	17

③ 歩くボランティア(アイ・アイキンジョパトロール)

(単位:人)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
登録者数	1,092	1,170	1,301	1,369	1,440	1,508	1,617	1,698

(各年度末)



仙台市防犯マスコットキャラクター

【るっきん】

見る「ルック(LOOK)」と近所の「キン」、
愛と大きな目で近所をすくいます。

④ 学校ボランティア防犯巡視員、学校防犯車両

(単位:人、台)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
学校ボランティア防犯巡視員数	7,629	6,900	7,335	7,535	6,987	6,958	6,445	6,614
学校防犯車両数	1,269	1,274	1,112	1,115	1,115	1,115	1,115	1,299

(各年度末)

⑤ 県警による自主防犯ボランティア団体支援

(単位:団体)

	H19年末	H20年末	H21年末	H22年末	H23年末	H24年末	H25年末	H26年末
仙台市内の登録団体数	95	106	108	107	101	106	100	100

(資料:宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

⑥ 各区における地域と連携した取り組み事例（各区モデル地区）

各区では、連合町内会単位や小学校区単位で安全安心街づくりを先導的かつ模範的に推進する地域を定め、地域と連携・協力しながら安全で安心な街づくりを推進しています。

【青葉区】（小松島地区）

事例1 「自転車安全運転講習会」

東北高等学校小松島キャンパスに通う一年生を対象に、スケアード・ストレイト方式による自転車安全利用教室を実施しました。

仙台北警察署交通課による自転車の交通ルール・マナーについての講話の後、スタントマンによるスタントを実施しました。

見通しの悪い交差点での事故や、自転車が右側通行をしていたことで起こった事故などをスタントマンが再現し、事故の恐怖や衝撃を間近で感じました。自転車同士が激しく衝突する様子に、演技と分かっていてもヒヤリとするものがありました。



【宮城野区】（岩切地区）

事例2 「岩切地区 安全安心街づくりのつどい」

岩切東コミュニティ・センターを会場に、モデル地区推進部会委員、所属団体関係者および地区内住民が一堂に会し、安全安心街づくりへの意識の高揚を図ることを目的として「岩切地区 安全安心街づくりのつどい」を開催しました。

推進部会委員の紹介のあと、仙台市消費生活センターの相談員による「あなたを狙う悪質商法」と題したDVD上映と講話、岩切地区各種団体（4団体）の活動発表を行い、最後に、活動用に作成したベストと帽子、防犯横幕を紹介しました。

参加者には啓発チラシ、啓発物品を配布しました。



【若林区】（連坊地区）

事例3 「地域安全安心推進パレード」

「連坊地区安全安心街づくりの会」の会員として、地域の町内会、防犯協会や交通安全協会・交通安全母の会など地域の各団体と、連坊交番、区役所の職員約70名が集まり、光寿院駐車場において出発式を行いました。

その後、新寺通りや連坊小路などを通る約2kmの区間で、防犯の意識向上と交通安全のルール遵守とマナーアップを呼びかける街頭パレードを行いました。



【太白区】（山田鉤取地区）

事例4 「地域安全運動キャンペーン」

地域安全運動期間中の7/21と12/15に、イオンスーパーセンター山田鉤取店において、啓発チラシやグッズを配布しながら、特殊詐欺被害防止や地域安全を呼びかけるキャンペーンを行いました。

特に12/15は年金支給日ということもあり、現金自動預払機（ATM）前では振り込め詐欺被害防止について重点的に声掛けを実施しました。この活動は、山田防犯協会、山田鉤取地域町内会連合会等の安全安心モデル地区分科会委員と仙台南警察署の協力のもと、地域一丸となって犯罪被害防止に向けて取り組みました。



【泉区】（向陽台地区）

事例5 「振り込め詐欺撲滅運動」

泉区は振り込め詐欺の被害が多いことから、年金振込み日に向陽台地区防犯協会、泉警察署及び泉区職員とともに、七十七銀行向陽台支店及び泉向陽台郵便局において、振り込め詐欺撲滅の啓発運動を行いました。当日はのぼり旗を掲示し、現金自動預払機（ATM）、出入口及び駐車場において詐欺被害防止を呼びかけ、啓発のチラシやグッズを配布しました。



⑦ 繁華街・歓楽街における地域と連携した取り組み事例（国分町地区）

国分町地区では、市民及び来訪者にとって安心して楽しめる街・健全で魅力ある街とするため、地域住民や町内会、関係団体と連携・協力し、環境美化などの活動を行い、安全で安心な街づくりを推進しています。

「国分町地区夜間パトロール」

毎月第2水曜日、国分町地区安全安心街づくり推進協議会委員、地域住民、飲食店従業員等が参加し、国分町地区の環境美化と違法駐輪防止、自転車駐輪場の利用促進の啓発を兼ねたパトロールとごみ拾いの活動を実施しています。



「国分町地区安全安心パレード」

地域住民や関係団体、仙台中央警察署等とともに、国分町地区から暴力団を排除し、風俗環境浄化を図ることなどを目的とした街頭パレードを実施しました。



3 迷惑行為の発生状況

(1) 自転車の迷惑走行

◎ 自転車事故発生件数・死者数・負傷者数の推移

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
発生件数(件)	1,294	1,108	1,027	1,083	1,049	915	856	805
死者数(人)	2	2	6	2	3	2	1	4
負傷者数(人)	1,312	1,188	1,033	1,097	1,063	923	865	812

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

(2) 放置自転車

◎ 放置自転車等撤去数の推移

(単位：台)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
自転車撤去	25,758	22,872	19,484	14,728	14,976	13,995	13,148	12,115
バイク撤去	1,560	1,453	1,079	731	600	470	752	723
撤去計	27,318	24,325	20,563	15,459	15,576	14,465	13,900	12,838

※平成24年度のバイク撤去数については、撤去バイク保管場所移設のための3か月間の作業休止期間があり、撤去数が少なくなっている。

(3) 違反広告物等

◎ 違反広告物除却件数の推移

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
はり紙	15,466	19,296	12,767	7,165	2,336	1,995	2,388	2,707
はり札	2,011	4,409	828	2,369	931	653	758	704
立て看板	75	90	62	9	16	8	0	25
広告旗その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	17,552	23,795	13,657	9,543	3,283	2,656	3,146	3,436

(4) 落書き

◎ 公共施設等落書き被害状況の推移

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
件数	161	76	91	51	38	57	69	48

(5) 歩きたばこ

◎ モデルストリート設定前後の歩きたばこ者数の推移 (単位：人)

	H15年7月 (設定前)	H19年度 平均	H20年度 平均	H21年度 平均	H22年度 平均	H23年度 平均	H24年度 平均	H25年度 平均	H26年度 平均
合計	193.0	28.5	20.0	22.0	12.0	20.0	19.0	11.0	3.0

※ モデルストリート内5箇所の午後5時から6時までの1時間の平均

(6) 違法駐車

◎ 駐車違反検挙状況の推移

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
仙台市内	20,667	12,839	13,027	11,803	9,623	11,972	10,325	9,011

(資料：宮城県警察本部から提供されたデータを基に、仙台市市民局で作成)

◎ 違法駐車車両指導回数の推移

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
仙台市内	8,306	7,591	6,766	5,759	4,454	4,934	3,982	4,498

4 計画の改定経過

平成26年度	
2月	第2回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期基本計画策定に向けた意見交換 ・市民意向調査について ・次期計画策定スケジュールについて
平成27年度	
4月	第1回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例（仮称）」について
5～6月	安全安心街づくりに関する市民意向調査実施 （5/8～6/5）
7月	第1回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期仙台市安全安心街づくり基本計画の策定について ・平成26年度仙台市安全安心街づくり事業実施状況とこれまでの総括について ・安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について 第2回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度仙台市安全安心街づくり事業実施状況とこれまでの総括について ・安全安心街づくりに関する市民意向調査結果について ・次期基本計画策定に向けた意見交換
9月	第1回仙台市安全安心街づくり推進本部幹事会 <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心街づくりの現状と課題等の整理・基本計画の方向等について 第2回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心街づくりの現状と課題等の整理・基本計画の方向等について 第3回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心街づくりの現状と課題等の整理・基本計画の方向等について
11月	第3回仙台市安全安心街づくり推進本部会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期仙台市安全安心街づくり基本計画中間案（素案）について 第4回仙台市安全安心街づくり推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・次期仙台市安全安心街づくり基本計画中間案（素案）について
12～1月	「仙台市安全安心街づくり基本計画中間案」市民意見募集 （12/1～1/4）

5 仙台市安全安心街づくり条例

平成一八年三月一七日
仙台市条例第三号

安全で安心して暮らせる街の実現は、市民共通の願いであり、街づくりを進めていく上ですべての基礎となるものである。

私たちの街仙台は、杜の都と呼ばれる緑豊かな自然環境を有しつつ、東北の政治、経済の中心都市として、めざましい発展を遂げてきた。

しかしながら、都市化、高度情報化等の進展は、利便性や快適性をもたらす一方で、市民の規範意識の低下や、連帯意識の希薄化などを招き、地域社会の犯罪抑止力を低下させている。

このような状況を改善し、安全で安心して暮らせる街を実現するためには、自分たちの地域社会は自分たちで守るという意識の下、市、市民及び事業者が、各々の役割を果たし、かつ、互いに協力し、軽微な犯罪や迷惑行為が重大な犯罪の発生を誘引する危険性を考慮に入れながら、犯罪が起こりにくい地域社会をつくっていくことが必要である。

ここに、私たちは、地域社会全体の力を結集し、安全で安心して暮らせる街仙台の実現に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、安全安心街づくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「安全安心街づくり」とは、犯罪の防止に関する自主的な活動、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組をいう。

(市の責務)

第三条 市は、市民、事業者及び関係行政機関との連携を図りつつ、次に掲げる安全安心街づくりに関する施策を実施しなければならない。

- 一 市民及び事業者に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- 二 市民及び事業者の安全確保に関する自主的な活動に対する支援
- 三 安全な地域社会の実現のための環境の整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

(市民の責務)

第四条 市民は、安全安心街づくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、互いに協力して地域社会における安全安心街づくりを推進する活動に取り組み、市が実施する安全安心街づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、自ら安全の確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として、安全安心街づくりに必要な措置を講じ、市が実施する

安全安心街づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相互協力)

第六条 市、市民及び事業者は、安全安心街づくりを推進するため、相互に協力するよう努めなければならない。

(安全安心街づくり基本計画)

第七条 市長は、安全安心街づくりに関する施策を総合的に推進するため、仙台市安全安心街づくり基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、仙台市安全安心街づくり推進会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(安全安心街づくり活動重点推進地区等)

第八条 市長は、安全安心街づくりを特に重点的に推進することが必要であると認められる地域を、安全安心街づくり活動重点推進地区として指定することができる。

2 市長は、市全域における安全安心街づくりを推進するため、各区において安全安心街づくりを先導的かつ模範的に推進する地域として、区安全安心街づくり活動推進モデル地区を指定することができる。

(安全安心街づくり推進会議)

第九条 安全安心街づくりに関する重要な事項について審議するため、仙台市安全安心街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

一 基本計画に関すること

二 前号に掲げるもののほか、安全安心街づくりに関し必要な事項

3 推進会議は、市長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 市長は、専門の事項を審議するため、必要があると認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

7 市長は、部会に専門委員を置くことができる。

8 専門委員は、市長が委嘱する。

9 専門委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(区における推進体制の整備)

第十条 市長は、各区における安全安心街づくりを効果的に推進するために必要な体制を各区に整備するものとする。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

6 仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則

平成一八年三月二七日

仙台市規則第一五号

改正 平成二二年三月規則第一六号

平成二五年三月規則第四九号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市安全安心街づくり条例（平成十八年仙台市条例第三号。以下「条例」という。）第九条第十項の規定に基づき、仙台市安全安心街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 推進会議の委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第三条 推進会議に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 会長は、推進会議の会議を招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第五条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第六条 条例第九条第六項に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会は、委員及び専門委員合わせて十人以内をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長一人を置き、当該部会に属する委員及び専門委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、審議の経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。

6 前二条の規定は、部会について準用する。

7 推進会議の決定により部会の所掌に属することとされた事項については、当該部会の決定をもって推進会議の決定とすることができる。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、市民局地域政策部市民生活課において処理する。

(平二二、三・平二五、三・改正)

(雑則)

第八条 この規則に規定するもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平二二、三・改正)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平二五、三・改正)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

7 仙台市安全安心街づくり推進会議委員名簿

(会長・副会長以外50音順・敬称略)

	氏名	所属・職名	備考
1	みやはら ひろみち 宮原 博通	有限会社地域環境デザイン研究所 所長	会長
2	しぶや せつこ 渋谷 セツコ	建築と子供たちネットワーク仙台 副代表	副会長
3	いがらし としえ 五十嵐 敏枝	仙台市PTA協議会 副会長	～H27. 7. 27
4	いたくら けいこ 板倉 恵子	仙台市防犯協会連合会 理事	
5	おか もとのり 岡 元紀	東北総合通信局電気通信事業課 課長	～H27. 9. 15
6	かまた かずお 鎌田 一夫	宮城県自転車軽自動車商業協同組合 副理事長	H27. 7. 28～
7	さいとう じゅんこ 齋藤 純子	せんだい杜の子ども劇場 代表理事	
8	さいとう ひろみ 齋藤 宏美	東北総合通信局電気通信事業課 課長	H27. 9. 16～
9	さかもと よういち 坂本 洋一	仙台市教育委員会 仙台市立加茂中学校 校長	～H27. 4. 22
10	さとう しげこ 佐藤 重子	泉区北中山連合町内会 会長	
11	さとう としあき 佐藤 俊明	宮城県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室 室長	～H27. 4. 22
12	さとう まこと 佐藤 誠	宮城県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策室 室長	H27. 4. 23～
13	しまぬき あきひこ 島貫 昭彦	おおまち商店街振興組合 副理事長	
14	たかくら ゆういち 高倉 祐一	仙台市教育委員会 仙台市立加茂中学校 校長	H27. 4. 23～
15	ぬまた かずお 沼田 一夫	仙台中央地区少年補導員協会 会長	
16	ひさみつ のぞみ 久光 のぞみ	仙台市PTA協議会 副会長	H27. 7. 28～
17	みずさわ あきこ 水澤 亜紀子	仙台弁護士会 弁護士	
18	やまぐち てつお 山口 哲男	宮城県自転車軽自動車商業協同組合 理事長	～H27. 7. 27

※ 平成26年度第2回推進会議から平成27年度第4回推進会議までの期間における委員

仙台市安全安心街づくり基本計画

(平成 28 年度から平成 32 年度まで)

平成 28 年 月発行

編集・発行 **仙台市市民局地域政策部市民生活課**

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号

電 話 0 2 2 - 2 1 4 - 6 1 4 8